

宮城県教育振興基本計画の点検及び評価
に関する報告書

平成23年11月
宮城県教育委員会

目 次

| | |
|---|----|
| I 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価について | 1 |
| 1 越旨 | |
| 2 宮城県教育振興基本計画の進行管理について | |
| 3 宮城県教育振興基本計画の点検・評価方法等について | |
| 4 評価の判定区分及び判定基準等について | |
| II 宮城県教育振興基本計画の構成について | 3 |
| III 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の総括 | 4 |
| 1 宮城県教育振興基本計画の成果について | |
| 2 宮城県教育振興基本計画の今後の推進に当たって | |
| IV 点検・評価結果及び目標指標等の達成度状況一覧 | 5 |
| V 点検・評価の結果について | 7 |
| ＜基本方向 1 ＞ 学ぶ力と自立する力の育成 ······ 8 | |
| 取組 1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進【重点的取組 1】 | 9 |
| 取組 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長【重点的取組 2】 | 10 |
| 取組 3 幼児教育の充実 ······ | 11 |
| 取組 4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 ······ | 12 |
| 取組 5 時代の要請に応えた教育の推進 ······ | 13 |
| 取組を構成する事業一覧 ······ | 14 |
| ＜基本方向 2 ＞ 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成 ······ 17 | |
| 取組 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援【重点的取組 3】 | 19 |
| 取組 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組 4】 | 20 |
| 取組 3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成 ······ | 21 |
| 取組 4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成 ······ | 22 |
| 取組 5 心身の健康を保つ学校保健の充実 ······ | 23 |
| 取組を構成する事業一覧 ······ | 24 |
| ＜基本方向 3 ＞ 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進 ······ 27 | |
| 取組 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進【重点的取組 5】 | 29 |
| 取組 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援 ······ | 30 |
| 取組を構成する事業一覧 ······ | 31 |
| ＜基本方向 4 ＞ 信頼され魅力ある教育環境づくり ······ 33 | |
| 取組 1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進【重点的取組 6】 | 35 |
| 取組 2 開かれた学校づくりの推進【重点的取組 7】 | 36 |
| 取組 3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立 ······ | 37 |
| 取組 4 教職員を支える環境づくりの推進 ······ | 38 |
| 取組 5 県立高校の改革の推進 ······ | 39 |
| 取組 6 学習環境の整備充実 ······ | 40 |
| 取組 7 私学教育の振興 ······ | 41 |
| 取組を構成する事業一覧 ······ | 42 |
| ＜基本方向 5 ＞ 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり ······ 45 | |
| 取組 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組 8】 | 47 |
| 取組 2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり【重点的取組 9】 | 48 |
| 取組 3 子どもたちの体験活動の推進 ······ | 49 |
| 取組を構成する事業一覧 ······ | 50 |
| ＜基本方向 6 ＞ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進 ······ 53 | |
| 取組 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進【重点的取組 10】 | 55 |
| 取組 2 文化財の保護と活用 ······ | 56 |
| 取組 3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実【重点的取組 11】 | 57 |
| 取組 4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実 ······ | 58 |
| 取組を構成する事業一覧 ······ | 59 |

I 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととされています。このたび、同法の規定に基づき、平成22年度における教育に関する事務に係る点検及び評価を実施し、その結果をこの報告書にまとめました。

なお、今回の点検及び評価は、平成22年3月に策定した宮城県教育振興基本計画の体系に沿って実施しています。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 宮城県教育振興基本計画の進行管理について

宮城県教育振興基本計画では、計画の着実な推進を図るため、実施する施策を具体的に示すアクションプランを策定し、そのアクションプランに定めた施策については、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行うこととしています。

3 宮城県教育振興基本計画の点検・評価方法等について

点検・評価に当たっては、知事部局を含む各担当課室において「宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン（平成22年度～平成25年度）」に掲載している平成22年度事業の点検を行い、その評価の中で、宮城県教育振興基本計画に掲げる6つの基本方向と26の取組の成果を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向性を示しました。

なお、点検及び評価の客観性を担保するため、点検・評価原案に対して、学識経験等を有する方々から御意見等をいただきました。

（五十音順、敬称略）

| 氏名 | 所属等 |
|--------|---|
| 小坂 健 | 東北大学大学院歯学研究科教授 |
| 折腹 実己子 | 特別養護老人ホームパレスシア施設長 仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長 |
| 本図 愛実 | 宮城教育大学教職大学院准教授 |

4 評価の判定区分及び判定基準等について

(1) 基本方向評価

基本方向評価は、6つの基本方向ごとに、基本方向を構成する取組の状況を分析し、基本方向の成果（進捗状況）を「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、基本方向を推進する上での課題等と次年度の対応方針を総括的に示すものです。

なお、「次年度」は、「評価実施年度の次年度（平成24年度）」を指しています（取組評価についても同じ）。

【基本方向評価の判定区分及び判定基準】

基本方向を構成する取組の必要性、有効性、効率性を考慮し、取組の成果等から見て、次のとおり判断されるもの。

順 調：基本方向の成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの。

概ね順調：基本方向の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。

やや遅れている：基本方向の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。

遅れている：基本方向の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの。

(2) 取組評価

取組評価は、26の取組ごとに、目標指標等の達成状況（11の重点的取組にのみ設定）や取組を構成する事業の実績及び成果等を分析し、取組の成果（進捗状況）を「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、事業構成の方向性（現在のまま継続・見直しが必要）について、取組を推進する上での課題等と次年度の対応方針を示すものです。

【取組評価の判定区分及び判定基準】

取組を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標等の達成状況、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、次のとおり判断されるもの。

順 調：取組の成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの。

概ね順調：取組の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。

やや遅れている：取組の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。

遅れている：取組の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの。

【目標指標等の達成度判定】

A：目標値を達成している。

B：目標値は達成していないが、設定時の値（初期値）から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。

C：目標値を達成しておらず、設定時の値（初期値）から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。

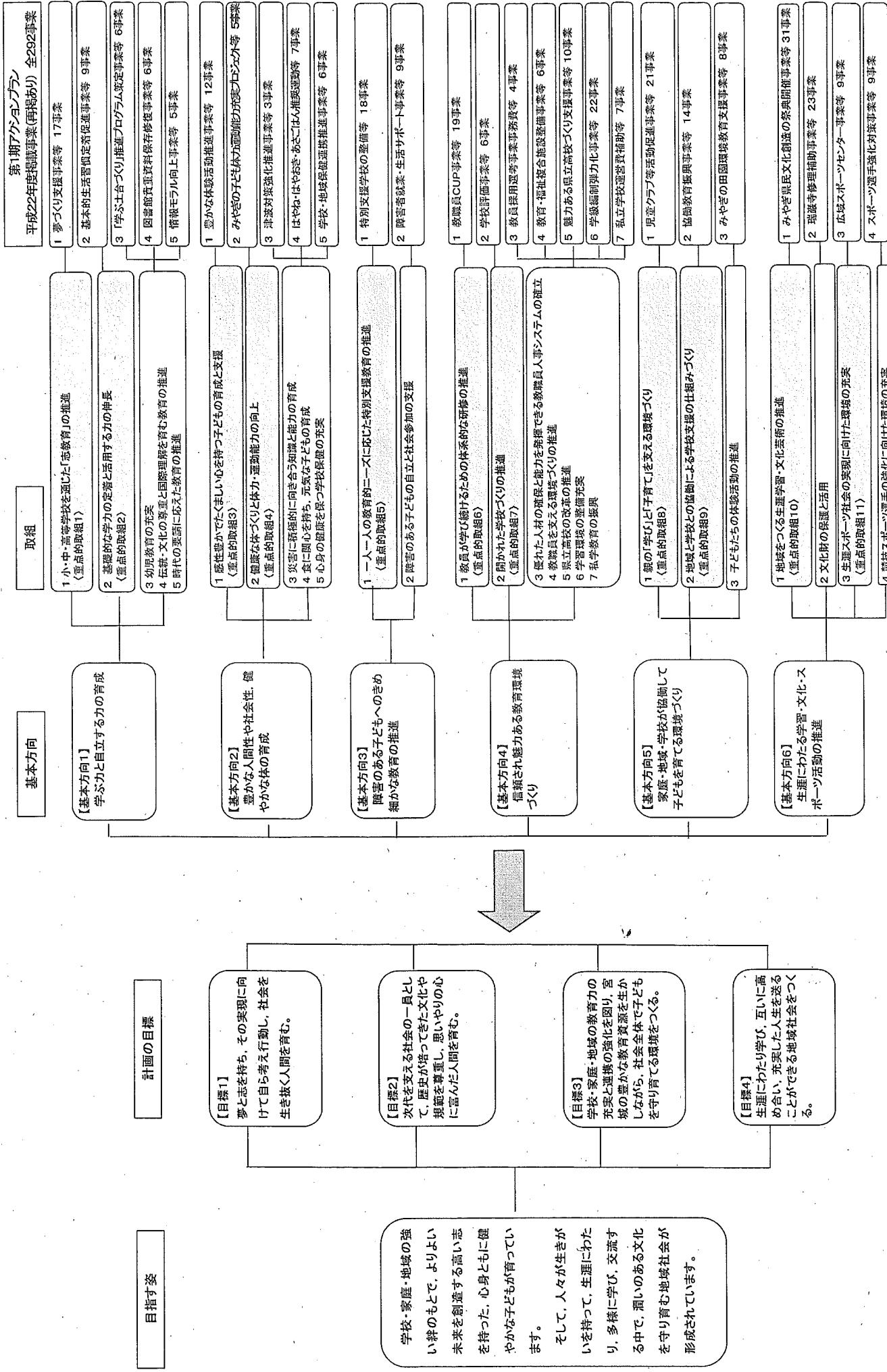
N：現況値が把握できず、判定できない。

【事業構成の方向性】

現在のまま継続：取組の目的を達成するために必要な事業が構成されており、事業構成を現在のまま継続する必要があると判断されるもの。

見直しが必要：取組の目的を達成するために必要な事業が構成されておらず、事業構成の見直しが必要であると判断されるもの。

Ⅱ 宮城県教育振興基本計画の構成について



III 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の総括

1 宮城県教育振興基本計画の成果について

宮城県教育振興基本計画の点検及び評価を実施した結果、宮城県教育振興基本計画に掲げる6つの基本方向及び26の取組の成果について、基本方向においては「概ね順調」が5件、「やや遅れている」が1件と判断されました。また、取組においては「順調」が1件、「概ね順調」が22件、「やや遅れている」が3件と判断されました。

以上のことから総合的に判断すると、宮城県教育振興基本計画の成果については、「概ね順調」であると考えています。

2 宮城県教育振興基本計画の今後の推進に当たって

今回の点検及び評価の結果を踏まえ、宮城県教育振興基本計画の進捗状況は、概ね順調に進行していると判断できることから、引き続き県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月策定）との一体性に配慮しながら、教育施策の総合的かつ体系的な推進に取り組んでいきます。

なお、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定）が新たに策定されたことを受け、今後は宮城県震災復興計画との整合性にも配慮した上で宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランの更新を行い、本県教育の復興に向けて、宮城県教育振興基本計画の着実な推進を図っていきます。

IV 点検・評価結果及び目標指標等の達成度状況一覧

| 番号 | 基本方向名（評価担当課室） | 基本方向評価 | 番号 | 取組名（評価担当課室） | 取組評価 | 目標指標等 | 達成度 |
|----|--------------------------------------|---------|----|--|------|--|-----|
| 1 | 学ぶ力と自立する力の育成 (高校教育課) | 概ね順調 | 1 | 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進【重点的取組1】 (義務教育課) | 概ね順調 | 体験活動、インターンシップ等の参加人数(人) (小学生の農林漁業体験参加者) | A |
| | | | | | | 体験活動、インターンシップ等の参加人数(人) (中学生の體験体験参加者) | A |
| | | | | | | 体験活動、インターンシップ等の参加人数(人) (高校生のインターンシップ参加者) | C |
| | | | | | | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(%)（小学6年生） | A |
| | | | | | | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(%)（中学3年生） | B |
| 2 | 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成 (義務教育課) | やや遅れている | 2 | 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長【重点的取組2】 (義務教育課) | 概ね順調 | 新規卒業者の就職決定率の全国平均値とのかい離 (卒業者に占める進学・就職等希望者の割合) | C |
| | | | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(%)（小学6年生：30分以上の児童の割合） | A |
| | | | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(%)（中学3年生：1時間以上の生徒の割合） | B |
| | | | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(%)（高校2年生：2時間以上の生徒の割合） | C |
| | | | | | | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(%)（小学6年生） | A |
| 3 | 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進 (特別支援教育室) | 概ね順調 | 3 | 幼児教育の充実 (教育企画室) | 概ね順調 | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(%)（中学3年生） | B |
| | | | 4 | 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 (生涯学習課) | | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(%)（高校2年生） | C |
| | | | 5 | 時代の要請に応えた教育の推進 (高校教育課) | | 全国平均正答率とのかい離（小学6年生） | A |
| | | | | | | 全国平均正答率とのかい離（中学3年生） | A |
| | | | | | | 大学等への現役進学率の全国平均値とのかい離 | A |
| 4 | 信頼され魅力ある教育環境づくり (高校教育課) | 概ね順調 | 1 | 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 【重点的取組3】 (教職員課) | 概ね順調 | 不登校児童生徒の在籍者比率(%)（小学校） | A |
| | | | 2 | 健常な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組4】 (スポーツ健康課) | | 不登校児童生徒の在籍者比率(%)（中学校） | B |
| | | | 3 | 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成 (スポーツ健康課) | | 不登校生徒の在籍者比率(%)（高） | C |
| | | | 4 | 食に关心を持ち、元気な子どもの育成 (スポーツ健康課) | | 不登校児童生徒の再登校率(%)（小・中） | C |
| | | | 5 | 心身の健康を保つ学校保健の充実 (スポーツ健康課) | | 児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合(%) | B |
| 5 | 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり (生涯学習課) | 概ね順調 | 1 | 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】 (生涯学習課) | 概ね順調 | 宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査への参加者割合(%)<反復横飛び> | B |
| | | | 2 | 開かれた学校づくりの推進【重点的取組7】 (高校教育課) | | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%) | C |
| | | | 3 | 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立(教職員課) | | 特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高校に対する支援活動の実施回数(訪問助言・研修会への講師派遣)(回) | A |
| | | | 4 | 教職員を支える環境づくりの推進 (福利課) | | 特別支援教育研修の受講者数(人) | A |
| | | | 5 | 県立高校の改革の推進 (高校教育課) | | 10年経験者研修(共通研修)における受講者アンケート(4段階評価)の平均評価(点(0～5点)) | A |
| 6 | 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進 (生涯学習課) | 概ね順調 | 6 | 学習環境の整備充実 (義務教育課) | 概ね順調 | 公立学校(小・中・高・特別支援)教員の教育研修センター・特別支援教育センターにおける専門研修(希望研修)受講率(%) | C |
| | | | 7 | 私学教育の振興 (私学文書課) | | 外部評価を実施する学校の割合(%)（小学校） | A |
| | | | | | | 外部評価を実施する学校の割合(%)（中学校） | A |
| | | | | | | 外部評価を実施する学校の割合(%)（高校） | A |
| | | | | | | 学校外の教育資源を活用している高校の割合(%) | B |
| 7 | 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進 (生涯学習課) | 概ね順調 | | | | 学校評議会に参加する学校の割合(%) | C |
| | | | 1 | 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】 (生涯学習課) | 概ね順調 | 朝食を欠食する児童(小学6年生)の割合(%) | B |
| | | | 2 | 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組9】 (生涯学習課) | | 保育所入所待機児童数(人)（仙台市を除く） | B |
| | | | 3 | 子どもたちの体験活動の推進 (生涯学習課) | | 子育てサポートリーダー養成累計(人) | B |
| | | | 4 | 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】 (生涯学習課) | | 地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会参加者累計(人) | A |
| 8 | 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進 (生涯学習課) | 概ね順調 | 2 | 文化財の保護と活用 (文化財保護課) | 順調 | 学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小中学校の割合(%) | C |
| | | | 3 | 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】 (スポーツ健康課) | | 公立図書館等における県民1人当たりの図書資料貸出数(冊) | A |
| | | | 4 | 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実 (スポーツ健康課) | | 宮城県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人) | C |
| | | | | | | みやぎ県民大学受講者数(人) | B |
| | | | | | | 総合型地域スポーツクラブの創設数 | A |

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

V 点検・評価の結果について

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

| 評価結果 | | 評価の理由 | |
|--|---------------------------------|--|--|
| | 評価(進捗状況) | | |
| 基本方 向評 価 (総括) | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1「小・中・高等学校を通じた「志(こころざし)教育」の推進」では、目標指標の達成状況を見ると、小・中学生を対象とした目標指標の数値は順調に推移しているが、高校生を対象とした目標指標においては、震災の影響もあってか、新規高卒者の就職決定率や高校卒業者の進路希望決定率など、初期値よりも下回る結果となつた。しかし、各事業の状況を見ると、夢づくり支援事業の実施により、「志教育」の概念を広く周知することができたほか、みやぎクラフトマン2.1事業や産業人材育成プラットフォーム構築事業などを実施することで、地域産業を支える人材の育成がなされ、高校生等の技能検定合格者数やインターンシップ先への採用者が増加するなど、各事業においては所期の成果を上げている。 取組2「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」では、目標指標等の達成状況を見ると、授業への理解度や家庭等での学習時間の割合においては、高校生で若干の減少が見られたものの、小・中学生では目指すべき数値に向け順調に推移している。また、大学等への現役進学達成率においては目標値に達することができた。各事業の状況においても、それぞれ成果が見られることから、今後も継続していくことによって、基礎的な学力の定着と活用する力の伸長が一層図られしていくものと考えられる。 取組3「児童教育の充実」では、家庭・幼稚園・保育所における充実した幼児教育を推進するため、家庭、地域社会、教育現場、行政など各主体が取り組むべき事柄を取りまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画を策定し、社会経がかりによる児童教育の推進に向けた機運の醸成が図られたほか、幼稚園教諭や現任保育士の研修等を通じて幼児教育関係者の資質の向上に貢献できたなど、各事業において一定の成果があつた。 取組4「伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」では、図書館貴重資料保存修復事業や東北歴史博物館教育普及事業を実施することで、ふるさと宮城をはじめとした我が国固有の伝統・文化のすばしさを県民に伝えることに貢献できた。また、小学校における外国语活動における研修会を開催することで、県内公立小学校(仙台市除く)から教員312人が参加し、指導力向上を図ることができたなど、他国の文化への理解促進に向けた取組においても一定の成果があつたものと評価できる。 取組5「時代の要請に応えた教育の推進」では、ICT教育の調査研究や児童生徒へ情報モラルの向上に向けた取組をはじめ、3R活動や地域における環境問題に関する講演会等への環境教育リーダー派遣などの環境教育に関する取組が実施され、それぞれ所期の成果を上げている。 以上のことから総合的に考慮すると、基本方向の進捗状況としては「概ね順調」であると考えられる。 | |
| 基本方 向評 価 (課題等と対応する方針等の 総括) | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1「小・中・高等学校を通じた「志(こころざし)教育」の推進」では、今般の東日本大震災の発生を契機に、子どもたちの未来を生き抜く力の育成がこれまで以上に望まれていることを踏まえ、本県が進める「志教育」の一層の推進を図っていく。また、震災の影響により新規高卒者の就職状況は大変厳しい状況が続くものと予想されることから、関係機関との連携をより密にし、多くの高校生が安定した就職ができるよう取組を強化していく。 取組2「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」では、目標達成に向け市町村教育委員会や各学校との連携を強化し、学力の確実な向上を図るとともに、学んだことを活用して主体的に考える確かな学力の定着を図っていく。 取組3「児童教育の充実」では、児童教育の推進のために、家庭、地域社会、教育現場、行政といった各主体の連携・協力が必要であるため、幼児教育に関する計画である「学ぶ土台づくり」推進計画が策定されたことを契機に、より相互の関係を密にし、計画に定められた各種施策の展開を図っていく。また、震災による精神的なダメージを負った幼児に対する心のケアも重要なことから、幼稚園教諭や現任保育士を対象にした児童への心のケアに関する研修などの検討を行う。 取組4「伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」では、自國や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するため平成22年度を以って終了となる国際理解教育の完全実施されたなど、国際理解を育むための教育の必要性がますます高まっていることなどから、国際化に対応した教育事業の再事業化の検討を行う。また、平成23年度から小学校における外国语活動が完全実施されたなど、国際理解を育むための教育の必要性がますます高まっていることなどから、国際化に対応した教育事業の充実に向けた検討を行う。 取組5「時代の要請に応えた教育の推進」では、児童生徒に情報機器等の適切な利用法や情報モラルの向上を図るほか、教育機関だけでなく地域の関係機関等との連携を強化し情報の共有化を図っていく。また、近年における環境保全に関する関心の高まりを踏まえ、環境教育の一層の普及啓発に取り組んでいく。 | |
| から か ら の 意 見 者 等 | 学 識 の 経 験 者 等 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が示す評価原案は妥当であると判断される。 なお、厳しい財政の中、今後の宮城の教育の復興に向けて、本計画に基づく教育施策が着実に実施されるよう、手厚い予算措置が必要である。 | |

基本方向 1 学ぶ力と自立する力の育成

取組 1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進【重点的取組 1】

| 評価結果 | | |
|---|--------|--|
| 評価(進捗状況) | 評価(理由) | |
| <p>概ね順調</p> <p>目標指標内容</p> <p>主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「志教育」の策定を推進するため、小・中・高校の発達段階を踏まえたアプローチによる各校への研修会等を実施する。 ◇高校生の進路の探求に向けたワークショップの開催や進路希望の実現を支援するセミナーを実施する。「進業人材育成プラットフォーム」による就職相談室を設置する。 ◇高大連携事業等を実施する。 ◇地元の企業等との連携を強化する。 ◇県内各高校の職場体験を実現する。 ◇地元の企業等による就職活動支援を行っている。 <p>■目標指標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動、インターンシップ等の参加人数（人） 　　初期値 A 32,000 (H20年度) 目標値 34,300 (H22年度) 　　中期値 A 21,000 (H20年度) 目標値 21,000 (H22年度) 　　最終値 C 5,421 (H20年度) 現況値 5,298 (H22年度) ・「将来の夢や目標を持っています」と答えた児童生徒の割合（%） 　　初期値 A 84.0 (H20年度) 目標値 85.0 (H22年度) 　　中期値 B 72.0 (H20年度) 目標値 73.0 (H22年度) 　　最終値 C -0.7 (H20年度) 現況値 -5.6 (H22年度) ・高校卒業者の進路希望決定率（%） 　　初期値 C 97.4 (H20年度) 目標値 97.0 (H22年度) | | |
| <p>方向性</p> <p>事業形成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p> <p>取組を推進する上の課題等</p> | | |
| <p>目標指標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢づくり支援事業」により、「志教育」の理念や概要の普及・啓発の役割は十分果たしたものと考え、平成23年度からは、各学校が「志教育」を実践するための「志教育支援事業」に取り組むこと、事業成果がある程度向上に取り組むことなどから、事業を継続する必要がある。 | | |
| <p>取組を推進する上の課題等と対応方針</p> | | |
| <p>「志教育」の推進により、小・中・高等学校的全時期を通じて希望者に対する特定の技術者への講師依頼が集中する傾向がある。定期的に、効率的な講師を実施するため、指導者の更多的な確保が求められる。また、どの程度まで「志教育」が形成されつつあるかが、平成22年度に設置した「団城版産業人材育成プラットフォーム」の運営が本格化するとから、積極的な支援が必要である。 一方で、地元企業に就職する人の減少による就職率の低下も、県内求人の確保と併せて、高校生や保護者に対する必要がある。 次年度の対応方針</p> | | |
| <p>「志教育」の推進により、小・中・高等学校的全時期を通じて希望者に対する特定の技術者への講師依頼が集中する傾向がある。定期的に、効率的な講師を実施するため、指導者の更多的な確保が求められる。また、新たな指導者を確保するため、インターンシップを受け入れてくれる技術者等の明瞭化へ向けて、スープーバイザーへの派遣や学校等への講師派遣を積極的に働きかけるとともに、運営についても県が積極的に支援していく。 震災の影響も含め、新規高校卒業者の就職状況は大きく変遷していることから、宮城県附属及び県教育委員会等関係機関との連携により、①企業訪問等による求人情報、②企業情報の収集・提供及び就職面接会の開催等による高校生と企業のマッチングの拡充、③進路指導の充実強化により、一人でも多くの高校生が早期に安定した就職ができるよう支援を強化する。</p> | | |

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

取組2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長【重点的取組2】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--|---|--------|
| 評価(進捗状況) | 評価(進捗状況) | |
| 取組評価(総括) 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 全国的に学力低下の懸念が高まっている。子どもも児童生徒の学力向上が課題となっている。子どもたちが、高い志を抱いて希望する進路を実現していくためには、基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して主体的に考える能力を身に付けることが重要である。 目標指標等の達成状況については、授業への理解度や家庭等での学習時間の割合において、小学校では目標値に達成度A、中学校では目標値に達しないものの初期値よりも増加し達成度Bであったが、高校においては初期値よりも減少し達成度Cであったため、更なる取組の強化が望まれる。一方、高校における大学等への現役進学率では、目標値に達し達成度Aとなつた。 各事業の取組については、それぞれ一定の成果が見られるところから、今後も継続していくことによって、基礎的な学力の定着と活用する力の伸長が一層図られていくものと考えられる。 以上のこととを総合的に判断し、本取組の評価は「概ね順調」と判断した。 | 方向性の理由 |
| 事業構成の方向性 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> 目標値の見直し、事業内容の一部見直しは必要であるが、実施している取組は全て必要かつ有効なものであり、これらを推進していくことにより、目的が達成されるものと考える。 | |
| 取組を推進する上で課題等 取組をより高めるため、事業内容の見直しや、市町村教育委員会や各学校との連携強化が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響により、各事業が停滞し、本取組が掲げる目標指標の達成が一段と厳しい状況になることが予想されることから、各事業の効率性をより高めるため、事業内容の見直しや、市町村教育委員会や各学校との連携強化が必要である。 | |
| 次年度の対応方針 取組をより高めるため、事業内容の見直しや、市町村教育委員会や各学校との連携強化が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 本取組を構成する事業に関しては、効率性や開拓性を再度整理し、より効果的なものに高められるよう工夫していく。 本取組で設定している目標指標やその目標値について、市町村教育委員会や各学校にも知らせる手立てを工夫し、連携を強化して目標達成に向け努力していく。 児童生徒の学力向上に向けた取組においては、教員の指導力向上に向けた研修や研究の更なる充実を図るとともに、関係機関との連携・協力により学習習慣の定着を図っていただきたい。 東日本大震災の影響により、平成23年度の全国学力・学習状況調査が中止になつたことや児童生徒の生活が激変したことなどから、次年度においては目標指標の実質値の把握が困難であり、また事業の縮小・休止等が予想されることから、本取組の目標値を変更すべきかについても、これまでの実績や今後の状況等を踏まえ検討していただきたい。 | |
| ■概要 教員の一層の資質向上を図ることとともに、家庭・地域と連携し、児童生徒の学力向上に向けた取組を推進し、基本的生活習慣や学習習慣の確かな学力の定着を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇主な取組内容 ①学習習慣の形成に密接な関係がある基本的生活習慣の定着に基づいた学習習慣の形成で取り組むとともに、科学的発見地に基づいた学習習慣の形成で取り組むことと併せて、社会全体で取り組むこととする。 ②学力向上に取り組む市町村教育委員会に対し事業費を支援的・個別的・パンフレットを作成する。 ③学力向上に指導主事のチームが小・中学校が小・中学校修学等の充実を図る。 ④指導主事の指導力の向上と学校内研修等の充実を図る。 ⑤各季節をテーマとした「地域学習支援セミナー」を設置する。 ⑥各高学年を対象に学力テスト、アンケートを実施し、生徒の学力・各学習状況を把握するとともに、研修や研究会の開催、学校への指導主事の派遣等を通して教員の指導力向上を図る。 | |
| ■目標指標等 ・児童生徒の家庭等での学習時間(%) (小学生：30分以下の児童の割合) 達成度 A 現況値 88.7 (H22年度) 初期値 83.5 (H20年度) 目標値 85.0 (H22年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合 (小学校6年生：2時間以上の生徒の割合) 達成度 C 現況値 13.0 (H22年度) 初期値 13.4 (H20年度) 目標値 25.0 (H22年度) | |
| ・(中学生：1時間以上の生徒の割合) 達成度 B 初期値 63.1 (H20年度) 目標値 66.0 (H22年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・(高格2年生：2時間以上の生徒の割合) 達成度 A 初期値 78.4 (H20年度) 現況値 80.2 (H22年度) 初期値 80.0 (H22年度) | |
| ・(中学生3年生) 達成度 B 初期値 67.1 (H20年度) 現況値 68.2 (H22年度) 初期値 69.0 (H22年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・(中学生6年生) 達成度 A 初期値 43.8 (H20年度) 現況値 43.3 (H22年度) 初期値 45.0 (H22年度) | |
| ・(中学生3年生) 達成度 A 初期値 -4.6 (H20年度) 現況値 -1.9 (H22年度) 初期値 -2.5 (H22年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・(小学校6年生) 達成度 A 初期値 -0.6 (H20年度) 現況値 3.0 (H22年度) 初期値 -0.1 (H22年度) | |
| ・(大学等への現役進学率の全国平均値とのかい離 (ポイント)) 達成度 A 初期値 -1.1 (H20年度) 現況値 -0.3 (H22年度) 初期値 -0.5 (H22年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・(大学等への現役進学率の全国平均値とのかい離 (ポイント)) 達成度 A 初期値 -1.1 (H20年度) 現況値 -0.3 (H22年度) 初期値 -0.5 (H22年度) | |

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

取組3 幼児教育の充実

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|----------|---|--|
| 評価進歩状況 | 評価結果 | 評価の理由 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢としては、育児不安、しつけへの自信喪失など家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化が進み、子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの人と関わる力や自制心・基本的生活習慣の定着不足などが指摘されている。これらの課題を解決するため、生涯にわたる人間形成の基礎を形くる幼児教育の重要性がますます高まっている。 各事業の実績及び成果等としては、家庭・幼稚園・保育所における充実した幼児教育を推進するため、家庭、幼児教育施設、小学校、地域、行政などの各主体が取り組むべき事柄を取りまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画を策定した。これにより、今後、社会総がかりによる幼児教育の推進に向けた機運の醸成が期待される。また、幼稚園教諭や現任保育士の研修等を通じて、実践的指導力や使命感を養わせるとともに、幅広い知見を習得させ、幼児教育を担う者の資質向上に貢献することができたなど、各事業とも一定の成果があつたと分析している。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢としては、育児不安、しつけへの自信喪失など家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化が進み、子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの人と関わる力や自制心・基本的生活習慣の定着不足などが指摘されている。これらの課題を解決するため、生涯にわたる人間形成の基礎を形くる幼児教育の重要性がますます高まっている。 各事業の実績及び成果等としては、家庭・幼稚園・保育所における充実した幼児教育を推進するため、家庭、幼児教育施設、小学校、地域、行政などの各主体が取り組むべき事柄を取りまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画を策定した。これにより、今後、社会総がかりによる幼児教育の推進に向けた機運の醸成が期待される。また、幼稚園教諭や現任保育士の研修等を通じて、実践的指導力や使命感を養わせるとともに、幅広い知見を習得させ、幼児教育を担う者の資質向上に貢献することができたなど、各事業とも一定の成果があつたと分析している。 |
| 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> 以上のことから、本取組の評価は、「概ね順調」と判断した。 | <ul style="list-style-type: none"> 以上のことから、本取組の評価は、「概ね順調」と判断した。 |
| 次年度の対応方針 | <p>事業構成の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の分析結果からは、各事業とも必要性・効率性に大きな問題はなく、事業構成を大幅に見直す必要はないが、幼児教育の推進に向けた「学ぶ土台づくり」推進計画が策定されたことを受け、当該計画を推進するため関連事業の方策を図る必要がある。また、幼児期における教育の質を高めるためには、幼稚園教諭や現任保育士の研修等を継続して実施する必要がある。 <p>取組を推進する上の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児教育を推進するためには、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政といった関係する主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互理解を図ることとともに、密接な連携・協力を図っていく必要がある。 幼児教育に関わる施設が、教育をはじめ、子育て、健康、福祉、家庭・雇用に係るものなど、県の各部局ごとに行われているため、それぞれのセクションと連携を図りながら事業効果を高めていく必要がある。 東日本大震災により精神的なダメージを負った幼児に対する心のケアが必要である。 | |

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

取組4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

| | | 評価結果 | 評価の理由 |
|----------|-----------|---|--|
| ■概要 | ■評価(進捗状況) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際化の進展の中で、我が国固有の伝統・文化を尊重していくことや、他国の文化や生活習慣等を理解する事業等を開拓することは重要である。 ・図書館貴重資料保存修復事業では、県民の財産である貴重資料を後世に引き継ぐために修復をするとともに、移動展示会を開催し、県民への啓発を行った。 ・東北歴史博物館教育普及事業では、こども歴史博物館や図書情報室の運営、今野家住宅におけるボランティア活動を通じ、歴史や生涯学習の場の提供等を行った。 ・英語教育や外国语活動に係る事業では、「コミュニケーション能力を育む外国语教育の創造」というテーマの下、研究会の開催や報告書の作成・配付を行った。また、外国语活動の趣旨等の周知や指導力向上をねらいとして開催した研修会には、県内公立小学校(仙台市を除く)から312人の外国语活動中核教員が参加した。 ・吉林省教育視察団交流事業では、本県の財政的理由により、本県からの教育視察団の派遣を中止した。 ・以上のことから、一部事業については実施していないものの、全体的に見ると「概ね順調」であると判断する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際化の進展の中で、我が国固有の伝統・文化を尊重していくことや、他国の文化や生活習慣等を理解する事業等を開拓することは重要である。 ・図書館貴重資料保存修復事業では、県民の財産である貴重資料を後世に引き継ぐために修復をするとともに、移動展示会を開催し、県民への啓発を行った。 ・東北歴史博物館教育普及事業では、「コミュニケーション能力を育む外国语教育の創造」というテーマの下、研究会の開催や報告書の作成・配付を行った。また、外国语活動の趣旨等の周知や指導力向上をねらいとして開催した研修会には、県内公立小学校(仙台市を除く)から312人の外国语活動中核教員が参加した。 ・英語教育や外国语活動に係る事業では、「コミュニケーション能力を育む外国语教育の創造」というテーマの下、研究会の開催や報告書の作成・配付を行った。また、外国语活動の趣旨等の周知や指導力向上をねらいとして開催した研修会には、県内公立小学校(仙台市を除く)から312人の外国语活動中核教員が参加した。 ・以上のことから、一部事業については実施していないものの、全体的に見ると「概ね順調」であると判断する。 |
| ■主な取組内容 | 概ね順調 | <p>△新学習指導要領に基づき、小学校における「外国语活動」の実施に向け、カリキュラムの研究や指導方法・教材研究に関する研修を行う。</p> <p>△東北歴史博物館を活用した伝統文化の教育普及や図書館所蔵資料の代替資料を作成し県民への理解の促進を図る。</p> | <p>・構成されている事業は、自己や郷土の歴史への関心や理解を深めたり、外国人との交流や国際的視野を深めるものであることから、施策目的達成のために必要な事業である。</p> <p>・しかし、次年度の方向性において、全6事業のうち3事業①図書館貴重資料保存修復事業②外国语教育改善事業③外国语教育視察団交流事業が縮小となつていており、①が平成23年度から廃止、②が平成23年度から廃止、③が平成23年度から廃止(うち既に2事業①、③)が平成23年度から廃止、①事業(吉林省教育視察団交流事業)が縮小となること、帰国・外国语留学生・従事者等に対する日本語指導教員の配置等、施策目的の一つである国際化に対応した教育の推進のための事業が設定されていないことから、事業構成を見直す必要がある。</p> <p>・図書館所蔵の貴重資料については、予定されていた東北歴史博物館への移管が中止されたことから、改めて図書館貴重資料保存修復事業を設定する必要があると考える。</p> |
| 取組評価(総括) | 事業構成の方向性 | <p>取組を推進する上で課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政事情を理由に吉林省への教育視察団の派遣が中止されたことを含め、限られた予算の中で、いかに効果的に事業を開拓するかが課題と考える。 | <p>・小中学校を対象とした英語教育や外国语活動に係る事業の後継事業の立ち上げや、帰国・外国语留学生等に対する日本語指導教員の配置等、国際化に対応した事業の設定を検討し、国際理解を育む教育の推進に努める。</p> <p>・各事業とも効果的な事業の実施に努める。</p> |
| | 次年度の対応方針 | | |

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

取組5 時代の要請に応えた教育の推進

| | | 評価結果 | 評価の理由 |
|-------------------|--|--|---|
| ■概ね順調 | | | |
| 取組評価(総括) | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢としては、学力向上を目的とした「わかる授業」の展開を目指した授業改善の一つとして、ICT等を活用した取組が期待されているほか、校務の情報化を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成により、情報の取扱いを身に付けるなど、情報モラル教育の充実が求められている。 ・各事業の実績及び成果等を見ると、みやぎICT教育推進計画をベースとして、校種別に組織するプロジェクト委員会を立ち上げ、ICT教育の調査研究等を行い、その年間実績報告書をみやぎIT教育ポータルサイトに掲載することで、学校における授業計画立案等への活用が図られた。また、情報モラルに関するリーフレットを20万枚作成し、学校へ配布することで、児童生徒の意識啓発が図られた。さらに、3つの高校で、産業廃棄物の再利用に関する調査研究を実践することで、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成に貢献できたほか、3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動や地域における環境問題に関する講演会等への環境教育リーダー派遣など、環境教育に取り組む取組においても一定の成果があつたものと判断される。 ・以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | <p>・社会情勢としては、学力向上を目的とした「わかる授業」の展開を目指した授業改善の一つとして、ICT等を活用した取組が期待されているほか、校務の情報化を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成により、情報の取扱いを身に付けるなど、情報モラル教育の充実が求められている。</p> <p>・各事業の実績及び成果等を見ると、みやぎICT教育推進計画をベースとして、校種別に組織するプロジェクト委員会を立ち上げ、ICT教育の調査研究等を行い、その年間実績報告書をみやぎIT教育ポータルサイトに掲載することで、学校における授業計画立案等への活用が図られた。また、情報モラルに関するリーフレットを20万枚作成し、学校へ配布することで、児童生徒の意識啓発が図られた。さらに、3つの高校で、産業廃棄物の再利用に関する調査研究を実践することで、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成に貢献できたほか、3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動や地域における環境問題に関する講演会等への環境教育リーダー派遣など、環境教育に取り組む取組においても一定の成果があつたものと判断される。</p> |
| 事業構成の方向性 | | 方向性の理由 | |
| 現在のまま継続 | | <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において一定の成果が見られることから、本取組の目的として掲げる情報モラル教育及び環境教育の更なる推進を図ることを望ましい。 | <p>・各事業において一定の成果が見られることから、本取組の目的として掲げる情報モラル教育及び環境教育の更なる推進を図ることを望ましい。</p> |
| 取組を推進する上で課題等 | | | |
| 次年度の対応方針 | | | |
| 取組を推進する上で課題等と対応方針 | | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒がコンピューターやネットワークを活用して正しく情報を収集したり活用しながら問題解決をしていく能力の育成が重要である。また、児童生徒に対し情報メディアの適切な利用法や情報モラルを身に付けさせることが重要であるとともに、問題の未然防止に繋げるため、関係機関等との連携強化と情報共有を図ることが重要である。 ・県内の公立学校に設置されている学習情報ネットワークシステムは、ネットワーク環境は適切に維持管理されているものの、現在のコンテンツがPCの性能に見合つたものではなくなってきているほか、機器自体の老朽化による故障やトラブルが増えていているため、利用促進のための改善が必要である。 ・地球温暖化による地域の環境変化を感じ、環境問題等についての関心がますます高っていることから、環境教育を一層推進する必要がある。 | <p>・児童生徒がコンピューターやネットワークを活用して正しく情報を収集したり活用しながら問題解決をしていく能力の育成が重要である。また、児童生徒に対し情報メディアの適切な利用法や情報モラルを身に付けさせることが重要であるとともに、問題の未然防止に繋げるため、関係機関等との連携強化と情報共有を図ることが重要である。</p> <p>・県内の公立学校に設置されている学習情報ネットワークシステムは、ネットワーク環境は適切に維持管理されているものの、現在のコンテンツがPCの性能に見合つたものではなくなってきているほか、機器自体の老朽化による故障やトラブルが増えていているため、利用促進のための改善が必要である。</p> <p>・地球温暖化による地域の環境変化を感じ、環境問題等についての関心がますます高っていることから、環境教育を一層推進する必要がある。</p> |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向 1 学ぶ力と自立する力の育成

(1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進

【重点的取組 1】

◎は苦情の件数ミッション第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 都道府事業名 | 事業概要 | 担当課式 | 担当課室 |
|----|--|---|-----------------------------|---------|
| ◎ | 夢づくり支援事業 ・フランチャイズ等資料の作成 ・キヤリアイドロジーサーの各教育事務所や地域事務所への配置 ・中学生を対象に実施して職場体験の実施 | 児童生徒の意識啓発を推進する。 「志教育」や指導資料の作成 ・地域社会に対する理解の向上を図るために、地城と連携した体験学習を行うモデル校を育成する。 | 義務教育課 発達段階に応じたキャリア教育支援事業 | 義務教育課 |
| ◎ | 農かど体験活動推進事業【非喫食手法】(平成) | ・子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、小中学生の民泊による体験学習「子どもたちが山池村交流プロジェクト」と連携し、自然体験などの促進を行なう。 | 義務教育課 子ども農業体験学習推進事業 | 農業振興課 |
| ◎ | 進路達成支援事業 | ・高校生に対し、進路を探求するためのワークショップを開催する。 ・生徒の進路希望の実現を支援する就職試験対策セミナー、来内定者向けガイダンス等を行う。 | 高校教育課 | 高校教育課 |
| ◎ | みやこクラフトマシン2.1事業 | ・専門高校生の技術力向上とともに産業に対する理解を深め、地域産業を支える人材の確保と育成につなげたため、実習実習や企業等の熟練技能者による実践的な授業等を行う。 | 高校教育課 | 高校教育課 |
| ◎ | 近畿人材育成重点化モデル事業 | ・ものづくり産業界における有為な人材を輩出するためのモデル校を指定し、近畿コーディネーターの配置やインターSSHなどを使う。 | 高校教育課 | 高校教育課 |
| ◎ | ものづくり人材育成事業 ・成績保対策事業 | ・ものづくり産業の認知度を向上させるため、県内製造業への就職北大や早期離職の防止を図る。 | 産業人材対策課 | 産業人材対策課 |
| ◎ | 産業人材育成プロジェクト ・キヤリアイドロジーサー | ・産業人材育成問題の情報共有等を図るため「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」及び「宮城版産業人材育成プラットフォーム等を開催する。 | 産業人材対策課 | 産業人材対策課 |
| ◎ | 若年者就職支援ワーキングセミナーワン波監修事業 | ・アーティーザ等若年求職者を対象に、企業・学校等と連携し、キャリアカウンセリング、職業能力開発等から職業紹介までのフォーラム等を開催する。 | 雇用対策課 | 雇用対策課 |
| ◎ | 高卒就職援助事業 | ・ブリッジ・フェスティバルとして就職支援を促進する。 ・県内3地域で合同就職面接会を開催する。 ・県内7地域で出前カウンセリングを開催する。 | 雇用対策課 | 雇用対策課 |
| | 県立高等学校キャリアアドバイザー事業 | ・就職指導の充実や職場見学等を行うキャリアアドバイザーをすべての県立高校に配置する。 | 高校教育課 | 高校教育課 |
| | 宮城県版キャリアセミナー事業 | ・各高校がキャリアアセミナーについて、その企画運営を委託し、業務の効率化・円滑化を図る。 | 高校教育課 | 高校教育課 |
| | 新規高卒未就職者支援事業 | ・新規高卒者等若年未就労者の就職支援として、情報収集・客観教育・特別支援教育の各分野における実習補助を行う臨時職員を雇用し、県立学校に配置する。 | 高校教育課 | 高校教育課 |

(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組 2】

(3) 幼児教育の充実

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|-------------------|---|-------|------|
| ◎ 基本的生活習慣を促進事業 | ・児童生徒の学習習慣に密接な関連がある基本的生活習慣の定着に向けて、地域総がかりで取り組む体制を整備する。 ・科学的アプローチに基づいたパンフレットを作成する。 | 教育企画室 | |
| ◎ 小中学校学力向上推進事業 | 児童生徒に基礎・基本を確実に定着させ、学力の全般的な向上を図る。 ・学力向上に取り組む市町村教育委員会に対する事業費の支援 ・指導力に優れた教員の継続的な学校等への派遣 ・児童生徒の夏季休業中の自主的な学習を支援する「地域学習支援センター」の設置 ・優れた指導技術を集めた手引書を作成し教員の指導力向上と指導技術の継承を行う。 | 義務教育課 | |
| ◎ 学力向上サポートプログラム事業 | ・教員の指導力の向上と児童生徒の学力向上を図るために、指導主事によって解説するチームが小・中学校を巡回的、個別的に直接支援するとともに、その成果及び学校改善事例の普及を図る。 | 義務教育課 | |
| ◎ 高等学校学力向上推進事業 | ・高校生を対象に学力テスト（2年生）、アンケート（1・2年生）を実施し 生徒の学力・学習状況を把握する。 ・指導主事派遣等をとおして教員の指導力向上を図る。 ・新規指導要領に対応するため、手引・指導資料等を作成する。将来官職の医師となる志を持つ生徒を対象として、合同学習会等を通じて学力、学習意欲の向上を図る。 | 高校教育課 | |
| ◎ 進学観点校学力向上事業 | ・各地域の進学拠点校について、合同学習会宿泊等による学習意欲の向上、学習習慣診断カードの作成・活用による個別指導の充実、検査結果分析に基づく教科指導力の向上等を図る。 | 高校教育課 | |
| 科学巡回指導要 | ・小・中学生の学力向上に向けて、全国学力・学習状況調査結果を分析するための支援ソフトを開発する。 | 義務教育課 | |
| 理科支援員等配置事業 | ・小学校を訪問し、ものづくりや実験をとおした特別授業を行い、科学教育の理解を深めるとともに、教員の理科指導力向上を図る。 | 義務教育課 | |
| 原子力エネルギー教育支援事業 | ・外部入材を小学校の理科授業に活用し教員の支援等を通して、理科教育の活性化と小学校教員の理科指導力の向上を図る。 | 義務教育課 | |

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|---------------------------|---|--------|------|
| ◎ 「学ぶ土台づくり」推進プログラム事業 | ・幼児期における質の高い教育を提供できるよう、幼稚園、保育所等の各主体が連携し取り組む施設等をまとめる「学ぶ土台づくり」推進プログラムを策定する。 | 教育企画室 | |
| ◎ 幼稚園等新規採用教員研修事業【教職員CP事業】 | ・公立の幼稚園等の新任教員を対象とした研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知識を習得させ、幼稚園等の教育水準の維持向上を図る。 | 教職員課 | |
| 私立学校運営費補助(再掲) | ・私立学校の経常的経費に対して補助を行う。 | 私学文書課 | |
| 私立学校特別支援教育費補助(再掲) | ・私立学校（特別支援学校、幼稚園）における障害児教育の教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るために補助を行う。 | 私学文書課 | |
| 私立学校教育改革特別経費補助(再掲) | ・私立学校の活性化・個性化及び子育て支援促進の教育改革に資する事業について補助を行う。 | 私学文書課 | |
| 保育士研修事業費 | ・現任保育士に対する研修を実施する。 ・児童福祉法に基づく保育士登録申請業務を行う。 | 子育て支援課 | |

(4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|--------------------|--|--------|
| ◎ | 図書館貴重資料保存修復事業(再掲) | ・県図書館に所蔵されている貴重資料の代替資料を作成して郷土の歴史・文化への理解を促進する。 | 生涯学習課 |
| | 英語教育改善のための調査研究事業 | ・研究開発学校5校が、英語教育の早期必修化や中学校への円滑な移行のための効果的な指導法等についての研究を行う。 | 生涯教育課 |
| | 「外国語活動」充実推進事業費 | ・小学校での「外国语活動」の実施に向け、学級担任が円滑に授業を進められるよう、指導方法や教材研究の在り方にに関する研修を行う。 | 生涯教育課 |
| | 外国语指導手技長事業 | ・外国语教育の充実と地域レベルの国際交流を推進し、諸外国との相互理解を深め、国際化の促進に役立てるため、語学指導等を行う外国语指導手を招致する。 | 高校教育課 |
| | 吉林省教育省視察団交流事業費 | ・宮城県と中国吉林省との「第9次交流計画協議」及び「第三期覚書」に基づき、吉林省との教育交流を推進する。 | 総務課 |
| | 東北歴史博物館教員及び事業費(平成) | ・東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営を行う。 | 文化財保護課 |

(5) 時代の要請に応えた教育の推進

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-------------------------|---|---------|
| ◎ | 情報モラル向上事業 | ・みやぎICT教育推進会議を設置し、情報モラル教育の在り方にについて調査研究を行う。 ・路線リーフレットを作成・配布する。 ・学校及サイトによる生徒の被害を未然に防止するため、ネットバトルルールを実施する。 | 高校教育課 |
| | 学習情報ネットワークシステム管理費 | ・児童生徒や教員の情報活用リテラシー能力の育成やIT活用の促進を図るたため、県内の公立学校を接続する高速・大容量通信回線について、必要な保守管理を行う。 | 義務教育課 |
| | みやぎの3R普及啓発事業 | ・小学生等を対象としたリサイクル施設の見学を行う。 ・高校文化祭での展示・研究發表等を支援する。 ・高校生等を対象とした3Rに関するドラマコンテストを実施する。 | 資源循環推進課 |
| | 環境教育リーダー養成事業(平成) | ・環境教育や環境保全活動を目的として開催される講演会や学習会等に、県が委嘱する環境教育リーダーを派遣し、環境教育の需要に応える。 | 環境政策課 |
| | 循環型社会に貢献できる途次人材育成事業(平成) | ・廃棄物の発生抑制やリサイクル産業等について、専門高専生としての基礎的研究を行い、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を図る。 | 高校教育課 |

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

| | | 評価結果 | |
|-------------|----------------|---|--|
| 評価進捗状況 | | 評価の理由 | |
| やや遅れて いる | 基本方向評 価（総括） | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援」では、小・中学校において前年度より不登校在籍者比率が減少し、小学校では目標値に達して達成度A、中学校では目標値には至らす達成度Bとなつた。しかし、事業の実績及び成果を見ると、効果的な展開がなされており、総合教育相談事業においては、震災により相談日数等が例年より減少したにもかかわらず、前年度より相談件数が増加するなど、各事業が果たした役割は大きいと考える。 取組2 「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」では、2つの目標指標の達成度はBであり、初期値と比べると増加しているものの平成22年度の目標値には達していない。特に児童生徒の体力・運動能力調査に係る指標においては最終的な目標値に対して大きな差が見られる。また、児童生徒の体力・運動能力が低下している状況を踏まえると、各事業の必要性は妥当ではあるが、成果としては十分といえるものではなかつたと考える。 取組3 「災害に積極的に向き合う知識と能力の育成」では、今般の東日本大震災により甚大な被害が出たことから、これまでの取組について再検討する必要がある。 取組4 「食に関心を持ち、元気な子どもの育成」では、学校関係者への食に関する研修などにより、学校全体での食に関する指導体制の基礎が築かれたほか、学校給食への地元食材の提供が促進され、子どもたちの食への関心が図られたなど、各事業において成果があつた。 取組5 「心身の健康を保つ学校保健の充実」では、各事業とも一定程度の成果があり、児童生徒への定期的な健康診断をはじめ、学校における児童生徒の健康問題に対する研修会に専門医等を派遣する事業の実施など、児童生徒の健康の保持増進、教職員の資質向上に貢献することができた。 以上のことから、平成22年度の各取組においては、成果があつたとする事業も見られたが、児童生徒の体力・運動能力の低下や東日本大震災における被害が甚大であったことを踏まえ、基本方向の進捗状況としては「やや遅れている」と考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援」では、心の復興も含めた「志教育」の推進、様々な社会体験や自然体験などの体験活動の充実を図り、学校教育活動全体を通じた心の教育に関する取組の一層の推進を図る。 取組2 「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」では、児童生徒が自ら体を使つ遊びや運動に取り組むことが大切であるが、同時に学校や家庭の関わりが大きいと考える。教員に対して体力・運動能力の向上、健やかな成長を図るために取組が積極的に行われるよう研修会を実施するとともに、学校や家庭への啓発を図る。 取組3 「災害に積極的に向き合う知識と能力の育成」では、震災の経験や対応等が今後の教訓として生がされるようになければならない。津波に備えたまちづくりの検討や避難誘導設備導入への支援、防災教育による防災意識の啓発など、府内の横断的な組織連携を図りながら施策を推進していく。 取組4 「食に関心を持ち、元気な子どもの育成」では、食の大切さが再認識されている今こそが本取組を推進していく契機となることから、関係機関との連携をこれまで以上に強化し、食に関する取組の一層の推進を図る。 取組5 「心身の健康を保つ学校保健の充実」では、震災に係る子どもの心のケア等、新たな健康課題への対応が必要であることから、学校教職員に対する研修を充実させ、教職員の資質向上を図る。また、児童生徒の健康の保持増進のため、定期的な健康診断を継続して実施していく。 |
| | 基本方向評 価（総括） | <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者からの意見等 教育委員会が示す評価原案は妥当であると判断される。 | |

基本方向 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

取組 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援【重点的取組3】

| | | 評価結果 | |
|---|----------|---|---|
| | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 取組評価(総括) | 概ね順調 | <p>■概要 様々な体験活動、文化活動等の推進を通じて、親徳意識の不足が指摘された中で、豊かな人間性を育むためには、「志教育」の「かかわる」「もとめる」「はたす」の視点から学校教育活動全体を通じた取組や豊かな体験活動を推進していくことが求められる。 ・社会経済情勢等から学校教育活動等への対応とともに、震災に係る子どもたちの心のケアに資する施策(教育相談活動、集団に対する心を添う活動等)や安心・安全な学校生活のための対策等が要緊の課題として求められている。</p> <p>・目標指標等の状況については、小・中学校において前年度より不登校児童生徒の在籍者比率が減少した。高等学校においては、不登校生徒の在籍者比率は全国的に減少傾向にあるものの目標値までは至らなかった。</p> <p>・事業の実績及び成果等については、総合教育相談事業においては震災のため相談日数等が例年よりもかかわらず、前年度より35件相談件数が増加している。また、登校支援ネットワーク事業の訪問指導員の家庭訪問件数の増加や不登校支援員の派遣などにより、再登校率が増加するなど、各事業の果たした役割は大きい。</p> <p>・以上のことから、平成22年度の各事業においては、「成果があつた」とする事業が多かったことから、「概ね順調」と考える。</p> | <p>■人間関係の希薄化や自然体験の不足が指摘された中で、豊かな人間性を育むためには、「志教育」の「かかわる」「もとめる」「はたす」の視点から学校教育活動全体を通じた取組や豊かな体験活動を推進していくことが求められる。</p> <p>・社会経済情勢等から学校教育活動等への対応とともに、震災に係る子どもたちの心のケアに資する施策(教育相談活動、集団に対する心を添う活動等)や安心・安全な学校生活のための対策等が要緊の課題として求められている。</p> <p>・目標指標等の状況については、小・中学校において前年度より不登校児童生徒の在籍者比率が減少した。高等学校においては、不登校生徒の在籍者比率は全国的に減少傾向にあるものの目標値までは至らなかった。</p> <p>・事業の実績及び成果等については、総合教育相談事業においては震災のため相談日数等が例年よりもかかわらず、前年度より35件相談件数が増加している。また、登校支援ネットワーク事業の訪問指導員の家庭訪問件数の増加や不登校支援員の派遣などにより、再登校率が増加するなど、各事業の果たした役割は大きい。</p> <p>・以上のことから、平成22年度の各事業においては、「成果があつた」とする事業が多かったことから、「概ね順調」と考える。</p> |
| | 事業構成の方向性 | <p>■目標指標等 ・不登校児童生徒の在籍者比率 (%) ・達成度A (小学校) 初期値0.34 (H20年度) 現況値0.31 (H21年度) ・達成度B (中学校) 初期値3.17 (H20年度) 現況値3.02 (H21年度) ・不登校児童生徒の在籍者比率 (%) ・達成度C (高等学校) 初期値1.59 (H20年度) 現況値1.68 (H21年度)</p> <p>・不登校児童生徒の再登校率 (%) ・達成度C (中学校) 初期値37.1 (H20年度) 現況値34.3 (H21年度) ・達成度D (高等学校) 初期値37.0 (H20年度) 現況値37.0 (H21年度)</p> | <p>■方向性の理由 ・目標には達成できないものもあるが、小学校の不登校児童生徒の在籍者比率は全国値と比べて良好な数値を示しており、事業達成は維持していきたい。 ・震災に係る子どもたちの心のケアの重要性、志教育の推進、問題行動等の未然防止策や児童生徒の人間関係構築力向上の観点からも本事業の継続は必要である。 ・県民の意識調査では、体験活動や心の教育の充実、基本的な生活習慣の育成について優先すべきとする割合が高いので、開拓する事業の内容について更に充実させる必要がある。</p> |
| 取組を推進する上の課題等 | 現在のまま継続 | | <p>取組を推進する上の課題等 ・よりよい体験活動の継続実施のためにも、体験活動の改善と船運を検討しながら、市町村教委や学校で事業を継続的に実施する必要がある。 ・不登校や問題行動等の防止策として教育相談体制の確立を図るとともに、家庭や地域、関連機関との連携によるネットワークの構築やスクールソーシャルワーカーの有効な活用が不可欠である。そのため、登校支援ネットワークセンターの効果的な運用を図る必要がある。 ・震災後の児童生徒の長期的継続的な心のケアが必要であることから、スクールカウンセラーの配置・派遣については、配置・派遣回数の増加等を行いう必要があり、人員確保とともに財源の予算増額要求と効果的な配置の工夫が必要である。 ・震災の影響により、PTSD等の精神症状を呈する児童等が増加することが予想され、専門的なケアに対するニーズが増加するものと見込まれる。</p> |
| | 次年度の対応方針 | | <p>次年度の対応方針 ・児童生徒の心の復興に向けて、「志教育」を推進する。また、豊かな人間や社会性を養うために、基本的生活習慣の育成、自然体験や読書活動等を推進する。 ・登校支援ネットワーク事業として、4つの事業の有機的な連携を図り推進する。訪問相談員については、各教育事務所・地域事務所に積極的に人材の発掘を依頼し、支援体制の充実を図る。 ・複雑化する相談内容に対応するため、より専門的な知識を有する相談員を確保できるよう、大学や関係機関に対して一層の協力を要請していく。 ・震災の影響により、PTSD等の精神症状を呈する児童等に対し、適切なケアを実施できるよう、関係機関との連携を強化する。 ・震災に伴う児童生徒の心のケアや人間関係づくりに対する配慮が必要になることから、要請のあつた学校に積極的に指導者を派遣して、みやぎアドベンチャープログラム事業を実施することにより、児童生徒が互いに支え合い、力を合わせて課題を解決する力を身に付け、集団の力での復興を図ることができるよう支援する。</p> |
| ・各事業の周知を図っていくとともに、地域のニーズを的確に把握し、事業の促進を図る。 | | | |

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

取組2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組4】

| 評価結果 | | 評価の理由 | | | | | | |
|------------------------------|--|--|------------------|------------------|-------|------------------|------------------|---|
| 評価(進捗状況) | 評価(進捗状況) | | | | | | | |
| やや遅れている 取組評価(総括) | <p>■概要</p> <p>子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を運動かさうという意欲を引き出すため、授業や行事を通して運動好きな子どもを育てる学校教育の推進、専門的指導力を有する地域人材の運動部活動等への活用などの取組を進める。</p> <p>■主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの体力・運動能力の向上のため、独自に開発した「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」の普及・活用を図る。 ◇外部指導者の活用等により、運動部の活性化を図り子どもの運動能力の向上を図る。 <p>■目標指標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合 (%) <table border="1"> <tr> <td>達成度 B</td> <td>初期値 42.2 (H20年度)</td> <td>現況値 46.6 (H22年度)</td> </tr> <tr> <td>達成度 B</td> <td>初期値 95.0 (H20年度)</td> <td>現況値 95.6 (H22年度)</td> </tr> </table> | 達成度 B | 初期値 42.2 (H20年度) | 現況値 46.6 (H22年度) | 達成度 B | 初期値 95.0 (H20年度) | 現況値 95.6 (H22年度) | <p>・全国的に児童生徒の体力・運動能力は、昭和60年頃をピークに低下傾向を示しているが、近年の国調査を見ると停滞する状況になりつつある。一方、宮城県と全国の児童生徒を比較した場合、特に自分の体重を移動させた種目で全国平均を下回っている状況にある。</p> <p>・目標指標における「児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合」を見ると、平成21年度52.5%から平成22年度46.6%と前年度を下回る結果であった。宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランにおける初期値として設定した平成20年度42.2%と比べると僅かに増加は見られるが、平成22年度の暫定的な目標値である60%を下回るとともに、最終目標である80%には大きな差が見られる。</p> <p>・事業の実績及び成果等としては、子どもの体力・運動能力実態把握活用事業や指導者養成研修事業などのみやぎの子ども体力運動能力充実プロジェクト事業としては十分といえるものではなかった。</p> <p>・以上のことから、本取組の目的である児童生徒の体力・運動能力の向上についての進捗状況は「やや遅れている」と判断する。</p> |
| 達成度 B | 初期値 42.2 (H20年度) | 現況値 46.6 (H22年度) | | | | | | |
| 達成度 B | 初期値 95.0 (H20年度) | 現況値 95.6 (H22年度) | | | | | | |
| 事業構成の方向性 取組を推進する上での課題等 | 事業構成の方向性 | 方向性の理由 | | | | | | |
| 見直しが必要 取組を推進する上での課題等と対応方針 | <p>■児童生徒の健康な体づくりと体力・運動能力向上には必要な事業であり継続的に取り組んでいくべきであるが、特に小学校の教職員の指導力向上や保護者の意識啓発に実効性が出るように見直しが必要である。</p> <p>・青少年がスポーツがージに取り組むことで心身共に健康な成長に繋がることから、中体連及び高体連のスポーツ大会を支援するなど、事業の継続を図るとともに、外部指導者の派遣を通じてスポーツ活動の充実に努める。</p> | <p>・児童生徒の健康な体づくりと体力・運動能力向上には必要な事業であり継続的に取り組んでいくべきであるが、特に小学校の教職員の指導力向上や保護者の意識啓発に実効性が出るように見直しが必要である。</p> <p>・青少年がスポーツがージに取り組むことで心身共に健康な成長に繋がることから、中体連及び高体連のスポーツ大会を支援するなど、事業の継続を図るとともに、外部指導者の派遣を通じてスポーツ活動の充実に努める。</p> | | | | | | |
| 次年度の対応方針 取組を推進する上での課題等 | | <p>・体力・運動能力の向上に向けては、児童生徒が自ら体を使った遊びや運動に取り組むことが大切であるが、同時に学校での取組や親の関わりが大きく影響すると考えられる。一部には学力偏重の考え方もあるが、子どもの成長については学力と体力は車の両輪であり、どちらも欠くことができないという点について十分理解を得る必要がある。</p> | | | | | | |

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

取組3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--|-------------------------|--|
| 評価(進捗状況) | 評価(総括) | 評価の理由 |
| ■概要 周期的に発生する地震について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生きていける力を身に付けてきた。子どもたちの成長段階に応じ、系統的な防災教育を推進する。 ■主な取組内容 △平成21年2月に策定した「みやぎ防災教育基本指針」に基づき、指導者を育成し系統的な防災教育を推進する。 | 取組評価(総括) やや遅れている | <ul style="list-style-type: none"> 今般の東日本大震災では多くの尊い命が失われ、甚大な被害が出たことから、本取組の評価は「やや遅れている」と判断した。 これまで、住民参画による津波に強いまちづくりの検討や津波防災に関するシンポジウム・パネル展の開催、防災教育指導者の講習会の開催などに取り組んできましたが、今回の災害を踏まえ、これまでの取組について再検討する必要がある。 特に防災に関する意識は、県民一人ひとりに根付かせることが必要であると考える。 |
| 事業構成の方向性 | 事業構成の方向性 | 方向性の理由 |
| 見直しが必要 | 見直しが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 防災対応を進めるため、今般の東日本大震災による被災の状況や対応等を教訓として踏まえ、構成する事業の見直しを検討する必要がある。 |
| 取組を推進する上で課題等 | 取組を推進する上で課題等 | |
| 次年度の対応方針 | | <ul style="list-style-type: none"> 自然災害等については「非常時の危険を低く認識することで不快さ(災害に巻き込まれるかもしれないという)を取り除こう」という心理が働くと言われ、それが避難を迷らせてしまうという指摘もある。そのような一人一人の心の持ちようについても十分周知する必要がある。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 今般の震災による教訓を踏まえ、津波に備えたまちづくりの検討や避難誘導施設整備導入の支援、津波防災教育、住民の津波被害に対する意識啓発などを、庁内の機動的な組織連携を図りながら施策を推進していく。 児童生徒の更なる防災意識の高揚を図り、一部の人だけが理解しているだけでなく、誰でもが知っている、誰でもが行動できるというスタンダードが構築されるよう、安全教育を体系的・系統的に推進していく。 |

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

取組4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成

| | | 評価結果 | |
|--------------|--|---|--|
| 評価(進捗状況) | | 評価の理由 | |
| ■概要 | 食に関する指導が計画的に実施されるよう、学校給食と各教科との関連を図った指導の充実に努める。また、宮城の食文化についての理解を深め、食に関する体験や交流を通して食育の推進を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭をはじめ、校長・共同調理場長等の管理職、給食主任等教諭、給食従事者等を対象に、食に関する研修会を開催することことで、学校全体で食に関する指導を行う機運の醸成を図ることができた。また、栄養教諭を中心とした食育推進事業を実施し、学校・家庭・地域が連携し地域の特色を生かした食育の推進が図られた。 ・学校給食における取組においては、地域食材利用実施調理場教が平成21年度201箇所から平成22年度214箇所に増加したことや、学校給食に宮城県産米が導入されるという事業成果が見られた。また、学校給食を通じて県内乳業工場で製造された牛乳を提供することで、子どもたちへの地産地消の意識向上に貢献した。 ・宮城県の食糧自給率の向上に向けた取組においては、みやぎ食糧自給率向上県民運動に関する標語募集や出前講座などの実施を行い、県食糧自給率向上の地産地消の意識啓発を図ることができた。 ・地産地消意識の普及、県産食材の認知度向上においては、量販店等と連携した「地産地消の日」のフェア開催や県産食材を使用した商品開発、高校生を対象とした「地産地消お弁当コンテスト」の開催などをを行うことで、多くの人に地産地消や県産食材をPRできたほか、民間企業との連携体制の構築も図られた。 ・基本的生活習慣の定着においては、朝食を欠食する児童の割合が平成21年度の3.4%から平成22年度の2.6%へと減少したという成果が見られた。 ・以上のことから、本取組の評価は「概ね順調」と判断した。 | |
| ■主な取組内容 | △各学校で、食に関する指導計画等を作成し食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭を中心とした取組を進めている。 △学校給食にみやぎの食材を活用し食と地元の食材への理解を深める。 | | |
| 取組評価(総括) | | | |
| 事業構成の方向性 | 現在のまま継続 | 方向性の理由 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの事業において一定の成果があつたことを考慮し、事業を継続して取り組むことで本取組の推進が図られるものと考える。 | |
| 取組を推進する上で課題等 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・震災後、栄養バランスや食生活のリズムが崩れたりする子どもが増えて、体調不良や体力の低下、気力や集中力の欠如など健康面・学習面への影響が懸念されている。 ・食育や地産地消を推進するためには、震災により被害を受けた水産業や県内食関連事業者の復興も重要であり、復興支援の観点からも一層の県産品の認知度向上、消費拡大を図っていく必要がある。 | |
| 次年度の対応方針 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・食の大切さが再認識されている今こそが本取組を推進していく契機となることから、関係機関との連携をこれまで以上に強化し、本取組の一層の推進を図る。 | |

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

取組5 心身の健康を保つ学校保健の充実

| 評価結果 | |
|--------------|--|
| 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 概ね順調 | <p>児童生徒の健康問題としては、生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、新たに家庭問題が顕在化しており、その対応に当たってはより高度な専門性が求められる実績及び成果等としては、学長においては、学校における医師や助産師等を専門職へ派遣するなどして、児童生徒の様々な心身の健康問題に対するための研修会を開催、研修会への派遣事業においては、教職員の資質向上や健診教育の充実が図られた。この研修会においては、参加者アンケートで、児童生徒の質問に専門的な助言・指導を行ったことにより、参加者の満足度が高かった。また、県立学校研究修習内容に満足したことから、児童生徒に対する健診診断を実施することとて、健康の保持増進に努めたなど、各事業において一定の成績が見られた。以上のことから、本取組の評価は「概ね順調」と判断した。</p> |
| 事業構成の方向性 | 方向性の理由 |
| 現在のまま継続 | <p>それまでの事業は、学校保健安全法に基づき実施しているものや児童生徒の健康保持増進を図るもの、教職員の資質向上に資するもの等がある、継続した実施が必要であると考える。</p> |
| 取組を推進する上で課題等 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の健康問題に関する研修会を充実させたため研修内容を検討するとともに、文部科学省主催の研修会への職員派遣を検討する必要がある。 東日本大震災により、精神的なダメージを負った児童生徒が多くいることから、心のケア等への対応が必要である。 |
| 次年度の対応方針 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 健康教育の推進に役立つ最新の情報を提供できるよう、心のケアなどを研修会にかかわらず開催するなどして、学級教職員の資質の向上、児童生徒の健康の保持増進や健診の実施や希望する学校への専門医等の派遣による研修会の実施などを継続することで、学級教職員の資質の向上、児童生徒の健康の保持増進や健診教育の充実を図る。 |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 感性豊かでくましい心を持つ子どもの育成と支援 【重点的取組3】

(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】

◎は官民の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととした事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 事業概要 | 担当課室 |
|---------------------------|--|-------------------------|---|---------|
| ◎ 夢づくり支援事業 (再掲) | 児童生徒の発達段階に応じて、将来の自立の基盤となる資質、能力等を育てる「志教育」を推進する。 ・プランや指導資料の作成 ・キャリアプロデューサーの各教育事務所や地域事務所への配置 ・中学生を対象に県設施で職場体験の実施 | 義務教育課 | ・子どもの体力・運動能力を向上させるため、子どもの体力運動能力の実態を調査し、分析し、向上策を検討する。「みやきっ子！元気アップエクササイズ」の活用方法を学ぶ研修会を開催する。 | スポーツ健康課 |
| ◎ 魁かな体験活動推進事業 【非予算的手法】 | 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、「子ども登山・県山大会」、「自然体験などの促進を図る運動を展開する。」 | 義務教育課 | ・地域の優れたスポーツ指導者やスポーツ指導者等を「外部指導者」として活用することにより、運動部活動の充実と地域との連携を促進する。 ・外部指導者を対象にスポーツ指導者としての資質向上のための研修会を開催する。 | スポーツ健康課 |
| ◎ 教育相談事業 | 問題を抱える児童生徒への支援及び未然防止を図る。 ・県内中学校へのスクールカウンセラーの配置と小学校への派遣 ・各教育事務所(地域事務所)、児童生徒の指導を行う相談員やボランティアを派遣 | 義務教育課 | ・文部科学省等が主催する研修会等に学校体育担当指導主事及び教職員を派遣し、学校体育の充実を図る。 | スポーツ健康課 |
| ◎ 高等学校スクール活用事業 | ・全国立高校及び特別支援学校高等部にスクールカウンセラーを配置し、多様化・複雑化した生徒や保護者の相談に対する体制や助言・援助を行い、教育相談体制の充実を図る。 | 高校教育課 | ・中・高等学校の体育大会の開催に要する経費の一部を負担し、中学校、高等学校における体育・スポーツの充実と振興を図る。 | スポーツ健康課 |
| ◎ 総合教育相談事業 | ・県教育研修センターにおいて、児童生徒及び保護者が抱えているいじめ、不登校、非行等の問題題に關して、面接又は電話による教育相談を行う。 | 高校教育課 | ・全国高等学校体育大会等への参加に要する経費の一部を補助し、高等学校運動部の充実と振興を図る。 | スポーツ健康課 |
| ◎ 登校支援ネットワーク事業 | ・登校支援ネットワークセンターの設置と訪問指導員の配置 ・在学青少年育成員の各教育事務所・地域事務所への配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 | 義務教育課 | ・児童精神科医により心の問題を抱有する児童やその家族に専門的なケアを行なう。 ・子どもの状態に応じた社会適応訓練を提供する。 ・学校不適応となつた児童生徒の就学や社会的自立を支援する。 | 子育て支援課 |
| ◎ みやぎアドベンチャーワーク事業 | ・仲間と協力して課題を解決する体験型学習法を学校教育に取り入れ、豊かな人間関係の構築と、学校不適応等の未然防止を図ることも、児童生徒が自ら課題を見出し、考へ、解決する力を育む。 | 義務教育課 高校教育課 生涯学習課 | ・不登校児童・生徒の学校復帰のため各市町村が開設する適応指導教室に支援員を派遣する。 | 防災防護課 |
| ◎ 不登校支援員派遣事業 | ・市町村子ども読書活動支援事業(再掲) | 義務教育課 | ・「みやぎ子ども読書活動推進計画」の推進を図るため、読み聞かせボランティア養成講座や子どもたちに本の魅力を伝える「ブックトーク」の実践に関する講座を開催する。 | スポーツ健康課 |
| 県立高等学校図書館支援員派遣事業 | ・各高校に学校図書館の整備整理やデータベース化作業を行う図書館支援員を派遣する。 | 生涯学習課 | ・無火災地域指導活動の定着を図るため、火災出火率の低い地域内で活動が頗る少青年消防クラブ・クラブ指導者に対する研修会を実施する。 | 消防課 |
| 非行防止及び健全育成事業 【非予算的手法】 | ・児童生徒の規範意識及び危機回避能力の向上を目的として、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じた非行・犯罪被害防止教室を実施する。 | 県警本部少年課 県公団社会企画課 | | |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|-------------------------------------|---|---------|------|
| ◎ みやきの将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととした事業 | ・子どもたちの体力・運動能力を向上させるため、子どもの体力運動能力の実態を調査し、「みやきっ子！元気アップエクササイズ」の活用方法を学ぶ研修会を開催する。 | スポーツ健康課 | |
| ◎ 運動部活動地域形成促進事業 | ・地域の優れたスポーツ指導者やスポーツ指導者等を「外部指導者」として活用することにより、運動部活動の充実と地域との連携を促進する。 ・外部指導者を対象にスポーツ指導者としての資質向上のための研修会を開催する。 | スポーツ健康課 | |
| ◎ 学校体育研修派遣費 | ・文部科学省等が主催する研修会等に学校体育担当指導主事及び教職員を派遣し、学校体育の充実を図る。 | スポーツ健康課 | |
| ◎ 体育大会明確賞補助事業 | ・中・高等学校の体育大会の開催に要する経費の一部を負担し、中学校、高等学校における体育・スポーツの充実と振興を図る。 | スポーツ健康課 | |
| ◎ 全国高等学校総合体育大会参加費 | ・全国高等学校体育大会等への参加に要する経費の一部を補助し、高等学校運動部の充実と振興を図る。 | スポーツ健康課 | |

(4) 食に关心を持ち、元気な子どもの育成

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業
◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|--------------------------------|--|------------|------------------------------------|
| ◎ あさごはん推進塾 【非予算的手法】 (再掲) | ・「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、子どもの生活リズム向上を図る普及活動を行う。 | 教育企画室 | スポーツ健康課 |
| ◎ 食育・地域地消推進事業 | ・県内農林水産物への理解向上や食育推進がブランドの育成・支援活動などを行なう。 | 食産業振興課 | スポーツ健康課 |
| ◎ 学校給食地場調査 農産物等利用拡大事業 | ・県内外各地域で生産・加工される農産物の学校給食における利用拡大を図り、地場産業への理解を深めてもらうとともに、食教育の充実による児童・生徒の豊かな人間形成を図る。 | 農林水産政策室 | スポーツ健康課 |
| ◎ みやぎの食料自給率向上運動事業 | ・小学生を中心とした県民を対象に食料自給率向上運動の標準移集や、小学生向けの学習用資料作成などを通して、食料の重要性の理解を図る。 | 農林水産政策室 | スポーツ健康課 |
| 子どもたちの健康を育む総合食育推進事業 | ・「食に関する指導の全体計画」等を作成し、各学校における食に関する指導体制の整備を進めるとともに、研修会等において実践的取組の開拓を図る。 ・栄養教諭を中核とした取組の充実を図り、地域の特色を生かした食育の推進を図る。 | 生徒実践調査研究事業 | スポーツ健康課 |
| 宮城米学校給食実験事業 | ・宮城県県民食米を学校給食用米穀に供給し、米飯学校給食の円滑な推進と支援を行うため、学校給食用米穀の確保及び供給を行う。 | 農産園芸振興課 | 文部科学省等が主催する健康教育研修会等に学校保健・学校安全担当指導主 |
| 学校給食用牛乳供給事業 | ・学校給食を通じた牛乳の消費の定着・拡大を促進し、酪農・乳業の安定的発展に貢献する。 ・児童・生徒の体位・体力の向上を図るため、普通関係田舎等が行う本事業の推進、指導を行う。 | 畜産課 | スポーツ健康課 |

(5) 心身の健康を保つ学校保健の充実

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|-----------------|--|---------|---------|
| ◎ 学校・地域保健連携推進事業 | ・児童生徒の様々な心身の健康問題に対応するため、地域保健機関等と連携して、学校への専門医の派遣などを通じ、学校における健康新規の光沢を図る。 | スポーツ健康課 | スポーツ健康課 |
| ◎ 学校保健研修事業 | ・県立学校及び公立小・中学校の教員を对象とした研修会を開催する。 ・宮城県学校保健会の運営を支援し学校保健活動の推進と共に実を図る。 | スポーツ健康課 | スポーツ健康課 |
| 県立学校児童生徒定期健康診断 | ・県立学校の児童生徒に対して健康診断を実施し、学校生活が円滑に行われるよう適切な保健管理を行い児童生徒の健康の保持増進を図る。 | スポーツ健康課 | スポーツ健康課 |
| 県立学校医任用事業 | ・県立学校の学校医等を任用することにより、児童生徒の健康保持の確保を図る。 | スポーツ健康課 | スポーツ健康課 |
| 性教育実践調査研究事業 | ・性行動の低年齢化や若年層の性感染症の増加が指摘されており、これらの課題に対応するため、教員を対象に研修会を開催する。 | スポーツ健康課 | スポーツ健康課 |
| 健康教育研修等派生事業 | ・文部科学省等が主催する健康教育研修会等に学校保健・学校安全担当指導主等を派遣し、健康新規の推進を図る。 | スポーツ健康課 | スポーツ健康課 |

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

| | | 評価結果 | |
|--|-------------|--|---|
| | 評価(達成状況) | 評価結果 | 評価の理由 |
| 基本 方向 (総括) 評価 | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」では、目標指標等の状況において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習する割合が目標値に達しなかったが、事業の取組の成果としては、事業の取組の成果としては、交流回数及び受入校数が前年度より増加している。また、特別支援学校における地域への支援活動の実施回数と特別支援教育に関する研修受講者数においては、目標値を上回り、特別支援教育に関する地域や関係者の意識が着実に高まっている状況にあることなどから、概ね順調であると判断される。 取組2 「障害のある子どもの自立と社会参加の支援」では、障害児等に関する生活支援や就労支援など、取組を構成する各事業において一定の成果があり、取組を推進するための関係機関との体制が構築されたことなどから、概ね順調であると判断される。 以上のことから、総合的に考慮すると、基本方向の進捗状況については、「概ね順調」と判断される。 | |
| 基本 方向を 課題等と対応方針 を推進する上で から学識経験者 からの意見等 | | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、近年の社会経済情勢として平成23年8月に障害者基本法の一部が改正されるなど、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学習できる環境づくりの推進をはじめ、特別支援教育の更なる充実が求められていることから、特別支援教育に関する理解促進と環境整備のため、関係者への研修の実施や関係機関との連携強化を図る。 取組2 「障害のある子どもの自立と社会参加の支援」については、障害児等に対する生活支援や就労支援など、その年齢や障害の特性に応じた支援を継続して行う。また、障害児等の自立と社会参加を推進するためには、関係機関との連携、とりわけ市町村における取組体制の整備が重要であることから、市町村関係者に対して関係会議等の機会をとらえて、周知、啓発を図っていく。 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が示す評価原案は妥当であると判断される。 |

基本方向 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

取組 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進【重点的取組 5】

| | | 評価結果 | | |
|---------|-------------------------|--|---|--|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | | |
| ■概要 | | <p>発達障害を含め障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮した校内支援体制を構築するとともに、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターの役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図る。また、特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に努める。</p> | | |
| ■主な取組内容 | | <p>◇特別支援学校の児童・生徒の増加に対応するため、仙台闇城における特別支援学校の新設既設特別支援学校の増築や高等学校園の新設に向けた取り組みを進めること。</p> <p>◇障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムを「学習支援室」を利用して行うとともに、障害のない生徒と共に学べるよう支援すること。</p> <p>◇各学校等で特別支援教育の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを育成すること。</p> <p>◇特別支援学校教員が幼稚園、小・中学校、高校に対し訪問指導や研修会等を実施し支援を行うこと。</p> | | |
| ■目標指標等 | | <p>特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合 (%)</p> | | |
| 達成度 | C 初期値 28.2 (H20 年度) | 男況値 27.0 (H22 年度) 目標値 30.0 (H22 年度) | <p>・特別支援教育への理解と必要な知識の習得や実践力の育成を図るために、研修会を実施するとともに、研修内容の更なる充実を図っていく。</p> <p>・障害のある子どもたちが共に学ぶ環境の整備をはじめ、関係機関との連携体制の構築を図っていく。</p> <p>・地域の幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等からの支援を踏まえ、特別支援学校相互とのネットワークを構築し、特別支援学校のセンターハイブの機能の充実を図る。</p> | |
| 達成度 | A 初期値 764 (H20 年度) | 男況値 856 (H22 年度) 目標値 770 (H22 年度) | <p>・特別支援教育研修の受講者数 (人)</p> | |
| 達成度 | A 初期値 1,514 (H20 年度) | 男況値 1,615 (H22 年度) 目標値 1,550 (H22 年度) | | |

基本方向 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

取組 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

| | | 評価結果 | 評価の理由 |
|-----------------|--|---------------|--|
| 評価(進捗状況) | | | |
| ■ 概要 | 障害のある子どもの進路選択や就労を支援するため、教職員の研修の充実を図るとともに、地域の産業界及び労働、福祉、教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図る。 | 取組評価(総括) | <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢等としては、国の障害者基本法に係る重点施策5か年計画でも障害者の就労支援は充実・強化を図ることとされている。また、特別支援学校においては、児童生徒が、将来、自立する姿、社会参加する姿を見据えた『個別の教育支援計画』の作成が義務付けられている等、障害者である子どもとの自立と社会参加促進のための関係課室の連携した取組が一層求められている。 ・事業の実績及び成果等としては、栗原園城における障害者就業・生活支援センターの設置準備が整い、平成2・3年度において県内7福祉園城全ての設置が完了したことや、特別支援学校の児童生徒の将来の自立に向けた関係機関による連携体制が構築されるなど、各事業において期待される一定の成果があつたものと分析している。 ・以上のことから、本取組の評価(進捗状況)については、「概ね順調」であると判断している。 |
| ■ 主な取組内容 | <p>△相談員を配置し、身近な市町村において障害児等及びその家族が相談・指導を受けられる体制を整備する。</p> <p>△障害児等の就職支援に向けた相談体制の整備や支援を行う。</p> | 概ね順調 | 方向性の理由 |
| ■ 事業構成の方向性 | | 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の就労支援・生活支援に関する事業など、本取組を構成する事業は、それぞれ一定の成果を上げており、本取組をより推進するためにも現在のまま継続することが望ましい。ただし、「障害者就業・生活サポート事業」については、所期の目的を達成したため平成2・2年度で終了となる。 |
| ■ 取組を推進する上での課題等 | | 取組を推進する上での課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の児童生徒の将来の自立に向けた取組については、市町村においても関係機関等で連携した取組や支援が期待されるが、その体制づくりが遅れている。 ・障害児等の一般就労については、東日本大震災の影響もあり、これまで以上に厳しい情勢になることが予想される。 |
| ■ 次年度の対応方針 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育総合推進事業等、市町村担当者の参加する会合を通じ、特別支援学校の児童生徒の将来の自立の必要性等について周知を図っていく。 ・障害児等の障害特性に応じた相談支援や就労支援を引き続き継続するとともに、関係機関との連携の促進を図り、一般就労につなげていく。 |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進 ⑤は家族の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 【重点的取組5】

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|-------------------|---|---|---------|
| ◎ 特別支援学校の整備 | 【校舎改築事業費（特別支援学校）】 ・仙台園域において支援学校を新設する。 ・光明支援学校の改築を行う。（H23年度～H26年度） ・高等学園新設に向けた取組を進める。（H24年度～H27年度）。 | 施設整備課 | 特別支援教育室 |
| ◎ 特別支援教育システム整備事業 | 【校舎管理運営事業】 ・高等部の学級毎に併いたり明支援学校、古川支援学校、利府支援学校の仮設校舎のリースを行なう。 ・光明支援学校、利府支援学校、名取支援学校の小・中学校仮設校舎の増築・リースを行う。 【障害児地域教育充実事業】 ・富谷町の小学校に利府支援学校的分教室を設置する。 | 特別支援教育室 | 特別支援教育室 |
| ◎ 特別支援教育システム整備事業 | ・障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムを「学習支援室」を利用して実現する。 ・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で共に学習活動を行うなど、共に学ぶ教育を推進する。 | 特別支援教育室 | 特別支援教育室 |
| ◎ 特別支援教育地域支援推進事業 | ・障害のある幼児、児童生徒が在籍する幼稚園、小・中学校、高等学校に対し、支障がある児童生徒が訪問指導や相談会は、研修会等を実施し、支援を行なう。 | 特別支援教育室 | 特別支援教育室 |
| ◎ 特別支援教育研修事業 | ・学校等で中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを養成することにより教員の質質向上を図る。 | 特別支援教育室 | 特別支援教育室 |
| ◎ 医療的ケア推進事業 | ・経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒について、特別支援学校に看護師が看護師と連携して医療的ケアを実施する。 ・市町村に対し外部専門家による巡回指導や各種教員研修を実施する。 ・特別支援学校と小・中学校との情報伝達の在り方、自閉症児の特性や知的障害の程度などを踏まえた教科課程の編成、効果的指導方法等に関する実践研究を行う。 | 特別支援教育室 | 特別支援教育室 |
| 特別支援教育総合推進事業 | ・就学奨励費 | ・特別支援学校の幼稚、児童、生徒の就学に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて必要な給付金を支給する。 ・特別支援学校給食実施費 | 特別支援教育室 |
| 障害児就学指導審議会 | | ・障害のある学齢児童生徒の就学指導に関する重要な事項を調査審議する。 | 特別支援教育室 |
| 心身障害児等発達支援事業 | | ・精神及び運動発達などの問題が疑われる児童から心身障害児までの訓練指導などを実施し、保護者への連携を行う。 ・関係者との連携を行う。 | 子育て支援課 |
| 特別支援教育センター調査研究事業費 | | ・全国協議会に職員を派遣し、全国における現状や課題に関する情報収集を行い、特別支援教育の充実や改善に資する。 | 特別支援教育室 |

(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

◎は当該の障がい者第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 終成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|--------------------|---|---------|
| ◎ | 障害者就業・生活サポート事業 | ・障害者就業・生活サポートセンターを設置し、職場実習や就職先の開拓及び職場定着支援等を行う。 | 雇用対策課 |
| ◎ | 知的障害者ホームヘルパー養成研修事業 | ・障害者の職域を拡大し、就労の円滑化を図るため、知的障害者を対象としたホームヘルパー養成研修（2級・3級課程）を実施する。 | 障害福祉課 |
| ◎ | みやぎ障害者ITサポートセンター事業 | ・みやぎ障害者ITサポートセンターを設置し、基礎研修やスキルアップ研修、障害児向け研修等を実施する。 | 障害福祉課 |
| ◎ | 障害者就業・生活支援センター事業 | ・障害者就業・生活支援センターを設置し、生産担当支援員を配置することにより、生活面を中心とした相談窓口や支援を行う。 | 障害福祉課 |
| ◎ | 障害児（者）相談支援事業 | ・市町村の障害者相談支援事業と連携して相談員を配置し障害児等及びその家族が相談・指導を受けられる体制を整備する。 ・市町村障害者相談支援事業の収容を受ける指定相談支援事業者の相談員等を対象とした研修会の開催等を行う。 | 障害福祉課 |
| ◎ | 発達障害者支援センター事業 | ・発達障害者支援センター「えくぼ」を設置し、発達障害児（者）及びその家庭に対する相談支援、就労支援のほか、関係施設及び関係機関等に対する普及啓発、研修等を実施する。 | 障害福祉課 |
| | 県立特別支援学校就労支援事業 | ・知的障害特別支援学校における就職指導を充実するため、就労支援員を配置する。 | 特別支援教育室 |
| | 特別支援学校進路指導充実事業 | ・特別支援学校に在籍する生徒の進路指導及び卒業後のアフターケアを充実させた。 ・教育、福祉、労働等関係機関による地域連携協議会を開催する。 ・就労支援リーフレット等を作成する。 | 特別支援教育室 |
| | 職場適応訓練事業 | ・障害者等が、実際に職場で訓練することで、求職者の知識・技能の習得を容易にさせ、就職を促進させる。 | 雇用対策課 |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

| | | 評価結果 | 評価の理由 |
|------|----------------------|--|--|
| | 評価(進捗状況) | | |
| 概ね順調 | 基本方向評価 (総括) | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「教員が学び続けるための体系統的な研修の推進」では、目標指標の状況を見ると、受講者が評価する研修内容に関する指標において達成度Aと目標値を超える評価であった。専門研修（希望研修）における受講率の指標においては、達成度Cではあるものの、希望研修全体会としての受講率は増加していることから、取組全体としては概ね順調であると判断される。 取組2 「開かれた学校づくりの推進」では、目標指標の状況を見ると、小中高において学校関係者評価(外部評価)を実施する割合が達成度Aとなっており、良好な数値を示しているほか、事業の実績及び成果等をみても、一定の成果があったことから概ね順調であると判断される。 取組3 「優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立」では、教員採用選考事業において、広報活動の充実や東京会場での実施などにより、平成21年度の3,757名に比べ、出願者数が4,148名と11.4%増加が見られた。また、大学教員出身者を中学校の校長に登用する事業の実施により、大学の持つ高度な知識や専門性を学校運営に反映させることができたなど、各事業において成果があつたことから概ね順調であると判断される。 取組4 「教職員を支える環境づくりの推進」では、教育・福祉複合施設整備事業が東日本大震災の影響により、供用開始が平成25年4月に計画が見直されたが、本取組のソフト事業である、教職員への健康診断などの事業は計画的に実施され、それぞれ所期の成果を上げていることから、概ね順調であると判断される。 取組5 「県立高校の改革の推進」では、魅力ある県立学校づくり支援事業において、特色ある学校づくりに取り組む20校を指定し、財政的な支援等を行うことで、生徒の学習意欲の向上や知識や技術の取得、さらには地域とのつながりの構築に貢献することができた。また、平成25年度からの新入試制度の円滑な移行を図るため、中学生や保護者等へのリーフレットの配布や説明会を開催するなど、各事業において所期の目的を果たしていることから、概ね順調であると判断される。 取組6 「学習環境の整備充実」では、毎年により老朽化した校舎の改築をはじめ、学校へのコンピューターや教材等の整備・更新など、各事業はいずれも効率的に実施され、成績を上げていることから概ね順調である。 取組7 「私学教育の振興」では、私立幼稚園の預かり保育に要する経費や私立高校のスクールカウンセラーや雇用に要する経費等への助成を行い、保護者の経済的負担の軽減や私立学校（幼稚園）の特徴ある学校づくりの推進に貢献できたことなどから、概ね順調であると判断される。 以上のことから、総合的に考慮し基本方向の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「教員が学び続けるための体系統的な研修の推進」では、関係課室等の連携を密にし、効率的な研修の実施を図る。また、東日本大震災に伴い、自然災害等に対する教職員の対応能力の更なる向上が求められることから、防災教育、児童生徒の心のケア等に関する研修プログラムを検討する。 取組2 「開かれた学校づくりの推進」では、学校評価を学校改善のツールとして有効に活用していくためには教員の理解と協力が必要であることから、研修会の内容の充実を図っていくほか、学校評議会を学校関係者評価者として有効に活用するための検討を行う必要がある。 取組3 「優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立」では、優れた教育を採用するため、より質の高い問題の作成と実技・面接試験の改善、特に人物重視の観点からの選考方法の改善を図ることとともに、関係機関等の連携を密にし、効率的な研修の実施を図る。 取組4 「教職員を支える環境づくりの推進」では、東日本大震災により、教育・福祉複合施設現場に津波が押し寄せ水没したことにより、関係機関等との連携を密にして取り組む。そのほか、関係機関との再度調整を行う。また、全国的にも事例が少ないPFI方式による教育・福祉複合施設の整備を実現するために、関係機関等との連携を密にして取り組む。 取組5 「県立高校の改革の推進」では、入試制度の変更について、制度の実施要項を十分に検討するとともに、受験生や保護者などの関係者に対する支援、地域と一体となって復興した学校が復興に向かっていく中の特色ある学校づくりに対する支援、被災地域の学校が復興した学校が復興した学校を重視した事業を展開する。 取組6 「学習環境の整備充実」では、各学校が時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくりを主体的・継続的に進めいくため支援事業を引き続き展開していく。とりわけ震災からの復旧・復興に向けた取組が重要であることから、「宮城県震災復興計画」に沿った事業を展開していく。 取組7 「私学教育の振興」では、私立学校の現状を踏まえながら、私立学校に通学する児童生徒等の保護者への経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の特色ある学校づくりを支援するなど、各事業を展開していく。 |
| | 基本方向を推進する上で課題等と対応方針の | | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が示す評価原案は妥当であると判断される。 |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

取組1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進【重点的取組6】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--|---|--|
| 評価(進捗状況) | 評価の理由 | 評価の理由 |
| 取組評価(総括) 概ね順調 | <p>・平成23年の県民満足度調査結果から、児童生徒が安心して学校生活が送れる教育環境づくり（教員の資質向上を含む。）を目指す「取組1.7」について、「重要」「やや重要」であると回答した者が、73.2%で、前回73.8%から減少しているものの、取組に対する重視度は、相当程度高いと判断される。</p> <p>・このようなかで、受講者が評価する研修内容については、目標値を超える評価となっていることから、質の高い研修機会を提供できたと判断されたものは、希望研修（希望研修）に限った受講率については、目標達成できない状況となっている。一方で、希望研修全休の受講率については、初期直から微増であり、全体としては、「概ね順調」に取組まれたと判断される。</p> | <p>・取組を構成する事業の分析結果から、教職員の資質、能力の向上のほか、業務遂行上の最新教育事情等を収集する必要があることなどから、現在のまま継続すべきだと判断される。</p> <p>・継続に当たって、個々の研修については、引き続き、質の高い内容を提供できるよう見直すとともに、教職員が学び続けようとする意識の高揚が図られるよう工夫する。</p> <p>・今後、防災教育等に係る内容を盛り込むこととする。</p> |
| 事業構成の方向性 現在のまま継続 | <p>・取組を構成する事業の分析結果から、教職員の資質、能力の向上のほか、業務遂行上の最新教育事情等を収集する必要があることなどから、現在のまま継続すべきだと判断される。</p> <p>・継続に当たって、個々の研修については、引き続き、質の高い内容を提供できるよう見直すとともに、教職員が学び続けようとする意識の高揚が図られるよう工夫する。</p> | <p>・取組を構成する事業の分析結果から、教職員の自己研鑽力の向上を図るために、受講者等のニーズを的確に把握し、学校現場の求める研修を提供するとともに、最新の教育事情などを考慮した研修の提供が必要である。</p> <p>・研修の実施に当たっては、関係する課室等の選択によるなど効率的に実施するとともに、不規則に見直しつつ、より効果的な質の高い研修の提供が必要となる教職員を計画的に派遣する必要がある。</p> <p>・東日本大震災に伴い、自然災害等に対する教職員の対応能力の更なる向上が求められることから、防災教育、児童生徒の心のケア等に関する研修プログラムを検討し、実施する必要がある。</p> |
| 取組を推進する上での課題等 目標指標等 ・10年経験者研修(半通研修)における受講者アンケート(4段階評価)の平均評価点(ポイント) 達成度A 初期値3.41(H20年度) 現況値3.52(H22年度) 特別支援教育センターにおける専門研修(希望研修)受講率(%) 達成度C 初期値20.93(H20年度) 現況値20.85(H22年度) 目標値22.0(H22年度) | <p>・取組を推進する上での課題等</p> <p>・教育研修センター及び特別支援教育センターにおいて実施する研修については、教職員の自己研鑽力の向上を図るために、受講者等のニーズを的確に把握し、学校現場の求める研修を提供するとともに、最新の教育事情などを考慮した研修の提供が必要である。</p> <p>・研修の実施に当たっては、関係する課室等の選択によるなど効率的に実施するとともに、不規則に見直しつつ、より効果的な質の高い研修の提供が必要となる教職員を計画的に派遣する必要がある。</p> <p>・東日本大震災に伴い、自然災害等に対する教職員の対応能力の更なる向上が求められることから、防災教育、児童生徒の心のケア等に関する研修プログラムを検討し、実施する必要がある。</p> | <p>・学習指導、生徒指導及び教育相談などに係る教職員の資質、能力の向上及び最新教育事情の収集など必要となる研修等を着実に実施するとともに東日本大震災に伴い、防災教育や児童生徒の心のケアに向けた研修も加えた講座を開設する。</p> <p>・研修の実施に当たっては、緊急性、重要性及び適時性を勘案しつつ、受講した教員をして有効に活用するなど効率性を高め、必要な限りの研修を開設し、多数の教職員が受講できるよう工夫する。</p> <p>・教育研修センターにおける講師として有効に活用するなど効率性を高め、必要な限りの研修を開設し、多数の教職員が受講できるよう工夫する。</p> |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

取組2 開かれた学校づくりの推進【重点的取組7】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|---------------|----------|--|
| 評価(進歩状況) | | |
| 取組評価(総括) | 概ね順調 | <p>■ 学校評価は、学校改善に向けたツールとして重要であり、学校評価のPDCAサイクルは学校の改善サイクルであり、学校評価の質の向上を図る上で、不可欠なものとなっている。また、学校評価は国や保護者の義務化や、保護者の学校への関心等も高いことから、学校評価の実施は学校の義務化や、保護者の学校評価結果をまとめ公表することは、学校としての説明責任を果たすという意味で必要であり、特色ある学校づくりに資している。</p> <p>・目標指標の状況を見ると、外部評価(学校関係者評価)を実施する学校の割合において、小・中・高全てで目標を達成しており、△優れた専門的知識や技能を有する社会人を特別非常勤講師として登用する。</p> <p>・双方を併せて開催して評価するところと、これまでそれぞれ独立して経費の負担軽減が図られた。また、各部会野において懶れた知識や技術を有する社会人評議会を実施する学校(小・中・高)の割合(%)</p> <p>(小学校) 達成度A 初期値77.1 (H20年度) 現況値89.2 (H21年度) (中学校) 達成度A 初期値74.7 (H20年度) 現況値84.7 (H21年度) 目標値83.0 (H21年度) (高校) 達成度A 初期値100 (H20年度) 現況値100 (H22年度) 目標値100 (H22年度)</p> |
| 取組を推進する上での課題等 | 事業構成の方向性 | <p>・学校評議会の実施は不可欠なものであり、学校評議員によるガイドラインにより学校評議の実施は不可欠なものであり、学校評議員を学校関係者評議者として活用するため、学校の理解が重要である。</p> <p>・学校評議会の実施は事務効率化を図る手段であり、効果的な活用を促すことが必要である。</p> <p>・学校評議会ガイドラインに基づく評議会実験研究事業については、一部成果が達成され、平成23年度より事業を廃止する。</p> |
| 次年度の対応方針 | 事業構成の方向性 | <p>・学校評議員を学校関係者評議者として活用する場合、教職員の理解と協力が必要である。</p> <p>・学校評議会の実施は事務効率化を図る手段であり、効果的な活用を促すことが必要である。</p> <p>・ICT環境が進歩し、学校のホームページの役割が今後ますます重要となる。また、県立学校ネットワークであるみやぎSWANが平成23年度に更新されることに加え、これまで教育研修センターが担当してきた役割がなくなることから、今後ますますホームページを活用した情報発信の需要が見込まれる。</p> |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

取組3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--------------|--|--|
| 評価対象状況 | 評価結果 | 評価の理由 |
| 概ね順調 | <p>取組評価(総括)</p> <p>教員採用選考事業事務費については、広報活動の充実や東京会場での実施などにより、出願者数が平成21年度の3,757名から平成22年度4,148名と11.4%増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校への民間人校長登用事業については、大学教員出身者の任用で、高度な授業実践研究や学力向上などの取組の推進など、地域や保護者の期待を踏まえた学校経営が実現されつつある。 ・人事給与統合システム維持費については、人事・給与を一元的かつ効率的に管理運営することに役立っている。 ・以上のことより各事業とも成績があつたことから、本取組の評価は「概ね順調」と判断した。 | <p>教員採用選考事業事務費については、広報活動の充実や東京会場での実施などにより、出願者数が平成21年度の3,757名から平成22年度4,148名と11.4%増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校への民間人校長登用事業については、大学教員出身者の任用で、高度な授業実践研究や学力向上などの取組の推進など、地域や保護者の期待を踏まえた学校経営が実現されつつある。 ・人事給与統合システム維持費については、人事・給与を一元的かつ効率的に管理運営することに役立っている。 ・以上のことより各事業とも成績があつたことから、本取組の評価は「概ね順調」と判断した。 |
| 事業構成の方向性 | <p>現在のまま維続</p> <p>教員採用選考事業事務費における出願者の増加に見られるように、各事業とも着実に成果が上がっているほか、給与管理制度統合システム管理運営費などは、同システムの適正な管理運営のため、継続的に実施することが望ましいことなどから、事業構成は維持していく必要があると考える。</p> | <p>教員採用選考事業事務費における出願者の増加に見られるように、各事業とも着実に成果が上がっているほか、給与管理制度統合システム管理運営費などは、同システムの適正な管理運営のため、継続的に実施することが望ましいことなどから、事業構成は維持していく必要があると考える。</p> |
| 取組を推進する上で課題等 | | <p>・給与管理制度システム管理運営費により既存プログラムが硬直化しており、新たなシステムを早急に構築する必要がある。</p> |
| 次年度の対応方針 | | <p>教員採用選考事業事務費については、より質の高い問題の作成と実技・面接試験の改善、特に人物重視の観点からの選考方法の改善を図るとともに、教職経験者特別選考の一層の拡充と広報活動の活性化が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校への民間人校長登用事業についてでは、地区教育委員会、校長会、大学が連携し、学力向上等に関する調査研究の推進を図る必要がある。また、事業成果の発信（公開研究会）のための準備を進めが必要がある。 ・給与管理制度システムについてでは、教育職員の人事情報や給与情報といったデータの適正な管理を行っていくために、新たなシステムの構築に向けた検討を行う。 |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくりの推進

取組4 教職員を支える環境づくりの推進

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|---|-------------------|--|
| 評価(進捗状況) | | |
| 取組評価(総括) | 概ね順調 | <p>・教育・福祉複合施設整備事業について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により、建設途中の複合施設も被災し、平成24年4月の供用開始予定が困難となつた。教育委員会や議会にも報告し、1年遅れの平成25年4月供用開始と計画を見直した。</p> <p>・教職員健康診断事業、教職員健康管理事業、体育担当妊娠教員代替派遣事業、健康審査会運営事業について、計画どおり実施することが出来た。</p> <p>・教育・福祉複合施設整備事業の計画の変更は、天災によるやせを得ないものであることから、評価としては「概ね順調」と判断した。</p> |
| ■主な取組内容 ◇教育の今 日的な諸課題に対する対応できるよう、研修機能、研究機能、相談・支援機能を有する研修の中核施設の整備を進めることで、教職員による面接指導等の実施により、教職員の健康管理を計画的に行っていく。 | 事業構成の方向性 | <p>・教育・福祉複合施設整備事業については、教育と福祉の既存施設の老朽化・狹隘化が進んでおり、教育の今日的な諸課題に対応できるよう、研修機能、研究機能、相談・支援機能を有する研修の中核施設の整備は重要であり継続して進めめる必要がある。</p> <p>・教職員の健康管理上、健康診断や医師による面接指導等の事業は、継続して実施する必要がある。</p> |
| 取組を推進する上で課題等 | 現在のまま継続 | <p>・教育・福祉複合施設整備事業について、東日本大震災により、建設現場に津波が押し寄せ水没したことによい、今後のスケジュール等について、事業者、関係機関との再度調整を行う必要がある。</p> <p>・全国的にも事例が少ないPFI方式による教育・福祉複合施設の整備を限られた事業期間で実現するためには、関係機関等との連携を密にして取り組む必要がある。</p> <p>・教育・福祉複合施設が供用開始となつた際に、相談・支援業務などが混乱なく円滑に実施できるよう組織間の準備を進める必要がある。</p> <p>・東日本大震災の被災者であるとともに、復旧・復興の支援者である教職員の心のケアを行う必要がある。</p> <p>・教職員の健康の保持は、学校教育を円滑に実施するにあたり重要であることから、疾病の早期発見・早期治療のための健診をはじめメンタルヘルス対策、過重労働対策等、教職員の心身の健康管理に配慮した取組が必要である。</p> |
| 次年度の対応方針 | 取組を推進する上で課題等と対応方針 | <p>・地震及び津波による被害状況を早急に確認し、復旧に係る費用、工期の変更及び供用開始時期等の調整について、事業者、関係機関との協議・調整を緊密に行って行く。</p> <p>・建設工事の再開時に工事が要求水準に適合しているかの確認(モニタリング)のほか、新規備品の調達や移転(月越し)等について、事業を円滑に進められるようスケジュールを作成し、事業者及び関係者との協議を着実に行つていく。</p> <p>・ソフト面については、相談・支援業務及び研修・研究業務を効率よく効果的に実施できるよう調整するとともに、組織・定数に関する概要に基づき具体的な体制を整備する。</p> <p>・教職員の心のケアが必要なことから、教職員健康診断事業、教職員健康管理事業、教職員健康管理事業、過重労働対策事業を継続して実施する。</p> <p>・体育担当妊娠教員代替派遣事業、健康審査会運営事業については、現状を踏まえ継続して実施する。</p> |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

取組5 県立高校の改革の推進

| 概要 | | 評価結果 | 評価の理由 |
|--|-------------------|--|--|
| 評価対象状況 | | | |
| 社会で活躍するためには必要な知識・技能の定着や人間関係を構築する力の育成を図るため、習熟度別授業をはじめ各種の取組を推進するほか、地域のニーズを踏まえた学校づくりを行い、再編整備も模索しながら効率的かつ効果の高い入学者選抜制度への改善を進めます。 | 取組評価(総括) 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある県立学校づくり支援事業では、学校の特色づくりに取り組む20校を指定し、財政的な支援等を行った。その結果、指定校からは、生徒の学習意欲の向上、知識・技術の獲得への取組、豊かな人間性の創出等や事業への参画員の積極的な取組や地域との繋がりについて成果があつたことが挙げられており、目的の実現に貢献したものと評価できる。 ・高等学校入学者選抜改善事業では、平成25年からの新入試制度を周知するため、中学生及び保護者に対してリーフレットを配付したほか、学校説明会や各地区PTA総会等における周知を行い、各教科に応じた説明が効率的に実施された。そのほか、前期選抜における各校が示す出願条件についてワークショップを開催し、高校男場からの意見も参考に慎重な検討を行ったなど、新入試制度への円滑な移行に向けて成果があつたと判断される。 ・そのほかの各事業においても「成果があつた」という評価がほとんどであることから、本取組は「概ね順調」と判断する。 | |
| ■主な取組内容 △特色ある独自の取組を行う高校を支援し、魅力ある高校づくりを進める。 △県立高校将来構想に基づき、登米地区等の再編整備を進める。 △平成25年度から導入される新しい入試制度について、リーフレット作成や説明会開催により十分な周知を図る。 | 事業構成の方向性 | 方向性の理由 | |
| | 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定校それぞれが地域に根ざし、地域から愛される県立高校づくりを目指し、実践している。地域の活性化、学校の特色づくりと活性化に結び付いた事業となっている。 ・教育環境の変化、生徒の個性化・多様化、高校の特色ある学校づくり等に対応するための入試改善の必要性が一層高まっていることなどから、今後も継続して事業を実施していくとともに、内容を充実させていく必要があると考える。 | |
| | 取組を推進する上で課題等 | | |
| | 取組を推進する上で課題等と対応方針 | | |
| | 次年度の対応方針 | | <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある県立学校づくり支援事業については、県教育委員会の指定した10のテーマのみならず、重点的取組である「志教育」の優れた実践について、継続的に支援することで施策を推進し、県全体の学校教育のレベルアップと活性化を図る。さらに、震災の影響から、被災地域の学校が、復興に向かって行く中の特色づくりに対する支援、地域一体となって復興に取り組む内容等を重視した事業も展開する。 ・受験生及び保護者への情報提供活動を十分に行うため、各中学校へのリーフレットの送付、各中学校における説明会の開催、地区別の合同高校説明会における説明機会の確保を行う。 ・新入試制度下における事務作業の徹底のため、制度の細部についてまで十分に検討を重ねた上で実施要項を確定させるとともに、高校及び中学校の職員を対象とする説明会を開催する。 |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

取組6 学習環境の整備充実

| 概要 | | 評価結果 |
|----------|--|---|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 取組評価(総括) | <p>児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよう、県立学校の計画的な改修や教材教具の充実を図る。また、経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学生制度による支援を行う。</p> <p>■主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよう県立学校校舎等の計画的な改修を進める。 ◇小学校1・2年生と中学校1年生においてよりきめ細かな教育活動を進めるための人的配置を行う。 ◇コンピューターや教具教材・図書等の整備・更新を行う。 ◇経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行う。 | <p>社会経済情勢等から、本施策に対する県民の期待は大きい。特に、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における教育環境の整備や、児童生徒に対する個に応じたきめ細かな指導が多くの意見が多くなっていることから、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動の一層の推進を図るために事業や、教育施設の整備事業など2・2の事業を展開した。</p> <p>・各事業はいずれも効率的に実施され、所期の成果を上げているものと判断される。</p> <p>・以上のことから、事業実績及び成果指標等については、期待される成果を概ね達成しており、今後においても事業を継続した上で事業の充実を図る必要があることから、本取組の成果については、「概ね順調」に進んでいると判断するものである。</p> |
| 現在のまま継続 | <p>事業構成の方向性</p> | <p>方向性の理由</p> |
| 取組を推進する | <p>現在のまま継続</p> | <p>・教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民の教育に対する期待は非常に大きいことから、宮城県教育振興基本計画や宮城県障害児教育将来構想等に基づく、児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりに向けた事業を引き続き展開していく必要がある。</p> <p>・本取組を構成する諸事業は、きめ細かく質の高い多様な教育を享受できる環境を整備することから、本事業を継続することが適切であると判断する。</p> <p>取組を推進する上の課題等</p> |
| | <p>取組を推進する上での課題等</p> | <p>・宮城県教育振興基本計画や宮城県障害児教育将来構想等を踏まえ、事業を推進する必要がある。</p> <p>・学校評価を検証し、魅力ある学校づくりの実現に結びつけるなど、より実効性を高めていく取組が必要である。併せて、地域、児童生徒、学校関係者等間の連携と、十分な情報発信が必要である。</p> <p>・次年度の対応方針</p> |
| | | <p>・宮城県教育振興基本計画等を踏まえ、各学校が時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくりを主体的・継続的に進めいくための支援事業を開していく。とりわけ、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が重要であり、宮城県震災復興基本計画に沿った事業を展開する。</p> <p>・学校評価の内容を分析し、学校改善のための手がかりとして有効に活用するとともに、評価結果の積極的な情報発信に努め、学校経営の透明性の確保と開かれた学校づくりを推進する。</p> |

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

取組7 私学教育の振興

| 評価結果 | |
|--------------|---|
| 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 概ね順調 | <p>■概要 私立学校の教育条件の維持向上及び私立学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めいくため、助成を行う。</p> <p>■主な取組内容 ◇私立学校の教育条件の維持向上及び在学する児童生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを推進するため、私立学校に対し経費等の助成を行う。</p> |
| 事業構成の方向性 | <p>現在のまま継続</p> <p>・現在実施している事業は、私立学校の教育条件の維持・向上及び保護者の経済的負担軽減のために不可欠である。</p> |
| 取組を推進する上の課題等 | <p>・運営費補助単価が全国平均を下回っており、単価の引き上げを私立学校から求められている。</p> |
| 次年度の対応方針 | <p>・今後も引き続き、私立学校の教育条件の維持・向上、私立学校に通学する児童生徒等の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の特色ある学校づくりを支援するなど、私学教育の現状に即して各事業を展開していく。</p> |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向 4 信頼され魅せるための体系的な研修の推進

【重点的取組 6】

◎は該当の将来ビジョン第 2 部行動指針で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 相当課室 |
|--------------------------------|---|------|--|
| ◎ 教育職員中央研修会事業 | ・独立行政法人教員研修センター等が主催する研修に教員を派遣し、様々な授業の重要課題に関する研修会等の養成を図る。 | 教職員課 | 相当課室 |
| ◎ 初任者研修事業費【教職員CUP事業】 | ・小・中・高等学校及び特別支援学校の新任教員を対象に実践的指導力と使命感を養うことを目的として研修を実施する。開校学校に対応して研修期間の配置等を行なう。 | 教職員課 | ・文部科学省主催の研修会等に教職員等を派遣し、最新情報の収集、全国の動向の把握を行い、県内で開催される研究会、研修会を通して全県に伝達講習などをして、本県高校教育の向上を図る。 |
| ◎ 教育研修等事業推進費【教職員CUP事業】 | ・教育職員の資質向上を図ることを目的に、その職能、経験年数及び教科領域に応じた研修を実施する。 | 教職員課 | ・多様化・高度化する県民ニーズや課題に対応するため、創造性豊かで自立的に行動する職員の育成を目標に、事務職員等に対する研修を実施する。 |
| ◎ 10年経験者研修事業【教職員CUP事業】 | ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の10年経過教員を対象として1年間の研修を実施し、学級主任・教科担任等としての経験を踏まえた特に教科指導力と生徒指導力に注力して専門性を高める。 | 教職員課 | ・教材教員監修費（教員研修センターア） |
| ◎ 明日を担う准義人修事業【教職員CUP事業】 | ・工業科等の専門教科担当教員を一定期間企業等に派遣して最新技術を習得させることにより、専門高校における産業人材育成の活性化を図る。 | 教職員課 | ・情報処理教育費（教員研修センターア） |
| ◎ 指導力向上長期特別研修事業【教職員CUP事業】 | ・教育指導力等による研修が必要と認められた教員に、学校現場を離脱せることにより、児童・生徒に適切な指導ができるよう、学校現場等に赴くこととする。 | 教職員課 | ・教職員がコンピュータや情報通信ネットワークを効果的に授業で活用し、児童生徒等を取り組むこととする。 |
| ◎ 研究評議会新規採用【教職員CUP事業】 | ・児童生徒の心身の成長問題としての知識や技術に関する研修を行い、その質の向上を図る。 | 教職員課 | ・学校における自己評価及び学校関係者評価の若狭な実施を図るために学校評議員会を委嘱・配置する。 |
| ◎ 会員登録事業【教職員CUP事業】 | ・言語教諭講習会を開講する宮城教育大学に教員を派遣し、司書教諭の継続的な養成を図る。 | 教職員課 | ・学校評議会・授業評議の研修会等を開催する。 |
| ◎ 学校栄養職員研修事業【教職員CUP事業】 | ・学校給食における衛生管理の徹底、児童生徒への衛生教育の徹底などを目的に、学校栄養職員の専門職としての知識や技術に取り組む。 | 教職員課 | ・学校評議会から委託を受けた市町村教委が、学校の自己評価や外部評議の効果的な在り方についての実践研究を行い、その普及・拡大に取り組む。 |
| ◎ 研修事業費（教育研修センター）【教職員CUP事業】 | ・教育関係職員の専門的資質や能力の向上を図るために、特別支援教育等を踏まえ教育職員研修の一環として基本研修及び専門研修等を実施する。 | 教職員課 | ・教職員が教育活動に専念できる環境づくりを進めため、学校経営研究会・相談会を開催し、学校経営における諸課題に迅速かつ適切に対応できるよう支援する。 |
| ◎ 研究評議会費（特別支援教育センター）【教職員CUP事業】 | ・全国的な教育研究の動向を踏まえ、常に新しい課題や教育傾向に基づく先進的研究に取り組む。 | 教職員課 | ・時代に則応した学校経営支援 |
| ◎ 研修事業費（特別支援教育センター）【教職員CUP事業】 | ・特別支援教育において各種研修会等を実施する。 | 教職員課 | ・特別非常勤講師制（小中学校） |
| ◎ 教育研修等推進費【教職員CUP事業】 | ・教職員の資質向上と指導力充実を行なう。 | 教職員課 | ・小・中学校において、きめ細かな指導を行うため、非常勤講師を活用し習熟度などの少人数指導を実現させる。 |
| | ・教育水池の確保と教員の資質の向上を図り、初等中等教育の振興に資するため、文部科学省等が主催する研修に教職員を派遣し、その研修成果を伝達、普及する。 | 教職員課 | ・専門的知識・技能に優れた社会人を特別非常勤講師として小中学校で活用する。 |
| | ・各高校にホームページの制作や更新作業を行なう情報化支援員を派遣する。 | 教職員課 | ・様々な教育活動に対して支援を行う企業、団体、個人等を「教育支援団」として顕彰する。 |
| | | 教職員課 | ・公立高等学校情報化支援員派遣事業 |

(3) 築かれた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立

(5) 国立高校の改革の推進

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|-----------------|---|------|------|
| ◎ 教員採用選考事業費 | ・教員としての資質能力を備えた優れた人材の採用を確保し、本県教育の振興 | 教職員課 | |
| 中学校への民間人長登録用事業 | ・中学校経営に民間企業等で培われた識見を活用し、効果的な学校組織運営や先進的な教育活動を推進すること等を目指し、中学校校長への民間人の任用を図る。 | 教職員課 | |
| 人事給与総合システム維持費 | ・教育職員を除く職員の人事・給与を一元的に管理する人事給与統合システム | 総務課 | |
| 給与管理総合システム管理運営費 | ・給与管理総合システムに係る運用・保守を行う。 | 教職員課 | |

(4) 教職員を支える環境づくりの推進

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|---------------------|--|-------|------|
| ◎ 教員採用選考事業費 | ・将来的に教育と福祉が複合した施設を整備し、教育と福祉の連携を推進する。 ・通信制専修校である宮城県美田園高等学校（仮称） ・新設校舎センター（仮称） | 教職員課 | |
| 教育・福祉複合施設整備事業費（再掲） | ・新たに教育と福祉が複合した施設を整備し、教育と福祉の連携を推進する。 ・新たに教育と福祉が複合した施設を整備する宮城県立校舎（仮称） ・総合教育センター（仮称） ・新設校舎センター（仮称） | 教職員課 | |
| 男女共学化施設整備事業費 | ・男女の男女共学化に当たり必要となる施設の改修等を行う。 | 施設整備課 | |
| 中高一貫教育推進事業 | ・中等教育の多様化と魅力ある高校づくりの一環として導入された中高一貫教育について、研究会の開催・参加等による指導の充実を行なう。 ・併設型中高一貫教育校における入学者選抜の業務を行う。 | 教職員課 | |
| 学科換算対応設備整備費 | ・県立高校将来構想等に基づき実施される学科改編等に伴い、必要な設備整備を行う。 | 施設整備課 | |
| 県立高校将来構想実施計画 | 【将来構想普及事業】 ・平成22年3月に策定する新たな県立高校将来構想及び第1次実施計画を周知するため、リーフレット等を印刷・配布する。 【高校教育改革検証事業】 ・各種の教育改革の成果に脚光を当てるため審議会を実施する。 | 教育企画室 | |
| 過重労働対策事業 | ・長時間の時間外勤務を行った教職員等の健康障害を未然に防止するため医師による面接指導等と所属長に対して研修を実施する。 | 福利課 | |
| 体育担当妊娠教員代替派遣事業（小学校） | ・女性教員の増加に伴い、妊娠中の学級担任・体育担当教師の交替実技時間に代替非常勤講師を派遣し、体育指導の適切な実施と母体保護を図る。 | 教職員課 | |
| 健康審査会議運営事業 | ・教職員等が心身の故障による長期の休職後に復職しようとする場合に、その健康状態について審査し、医療、労務相談、職場復帰及び申告防止についての必要な指導を行う。 | 福利課 | |

(6) 学習環境の整備充実

◎は官舎の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|-----|-------------------|--|------------------|
| ◎ 菜 | 学級編制強化事業 | ・小学校1・2年生において保育自に弾力化を行い3・5人超学級の解消を図る。 ・中学校1年生についても3・5人以下の学級編制にすることで、学習内容の定着に加え、中1ギャップへ対応し、間題行動や不登校等の減少を目指す。 | 義務教育課 |
| | 新学習指導要領推進事業 | ・新学習指導要領の改訂に伴う小学校の理科・算数の授業時数増に対応した指導体制を確保するため、非常勤講師を配置する。 | 義務教育課 |
| | 校舎改築事業費 | ・経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存校舎の改築を行う。 | 施設整備課 |
| | 校舎大規模改修事業費 | ・築後20年以上経過し、老朽化が著しい校舎の全面的なリニューアルを行う。 | 施設整備課 |
| | 校舎等小規模改修事業費(高等学校) | ・大規模改修及び改築時までの間の教育環境の改善を図るため、既設施設に対し必要な改修等を行う。 | 施設整備課 |
| | 屋内運動場整備事業費 | ・経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存屋内運動場の改築及び大規模改修を行う。 | 施設整備課 |
| | 屋外環境整備事業費 | ・屋外体育活動環境の充実を図るため、排水設備及び表土舗装等のグラウンド整備を行う。 | 施設整備課 |
| | 既設校舎等環境整備費 | ・県立高等学校の校地及び既存施設の簡易かつ小規模な維持補修に係る修繕工事等を行う。 | 施設整備課 |
| | 水泳プール整備事業 | ・経年により老朽化したプールを改築整備する。 | 施設整備課 |
| | 並業教育施設改整備事業費 | ・学科伝換及び経年により老朽化した実習施設を改築整備する。 | 施設整備課 |
| | 並業教育改整備事業 | ・高等学校の職業教育のための実験実習設備の整備を行う。 | 高校教育課 |
| | 中高一貫教育推進事業(施設整備費) | ・仙台二華中学校開校に当たり必要な教材の整備を行う。 | 高校教育課 |
| | 教育用コンピュータ整備事業 | ・教科「情報」においてコンピュータを活用した実習授業が必要であり、既に導入しているコンピュータ機器等の更新等を行う。 | 高校教育課 |
| | 電子計算機組織レンタル事業費 | ・県立美術高校(職業教育学科及びコースを有する高校)の生徒が卒業後中堅技術者として活躍できるよう、先端技術に関する基礎教育のための設備の充実を図る。 | 高校教育課 |
| | 県立学校教職員事務用パソコン整備費 | ・特別支援学校、高等学校に所属する事務職員等に対して業務用パソコンを整備する。 | 特別支援教育室 高校教育課 |
| | 科学教育振興費 | ・理科教育振興法に基づき、理科教育・数学教育の設備の整備を行う。 | 高校教育課 |
| | 定期制高等学校設備整備費 | ・創立青少年の教育の機会均等を図るために、定期制高等学校の設備の充実を図る。 | 高校教育課 |
| | 高等学校教育英奨学生資金貸付金 | ・高等学校教育英奨学生等に奨学資金貸付けを行う。 | 高校教育課 |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-------------------------|---|----------|
| | 高等学校定期制課程及び通信制課程修了料交付事業 | ・創立青少年の高等学校定期制課程修了料に資するため、当該課程に在学する生徒に修学資金の貸し付けを行ふ。 | 高校教育課 |
| | 交通児童等対策費 | ・義務教育学校に在籍する交通児童及び海難遭難を養育する世帯に教育手当を支給し、交通安全等を激励し、児童生徒の健全育成を図る。 | スポーツ・健康課 |
| | 中学校給食実施費 | ・県立の夜間定期制課程を置く高等学校で働くながら学生が家庭で実施する給食(夜間給食用物資購入)に対する助成(夜間給食用物資購入)に對して補助する。 | スポーツ・健康課 |

◎は官舎の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

(7) 私学教育の振興

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-------------------------------|--|-------|
| | 私立学校運営費補助 | ・私立学校の経常的経費に對して補助を行う。 | 私学文書課 |
| | 私立学校特別支援教育費補助 | ・私立学校(特別支援学校、幼稚園)における障害児教育の教育条件の維持向上と保護者負担の低減を図るために補助を行う。 | 私学文書課 |
| | 私立学校整備費補助 | ・私立学校の活性化・個性化推進及び子育て支援促進の教育改革に資する事業について補助を行う。 | 私学文書課 |
| | 私立高校授業料免除補助 | ・生活保護世帯、市町村民税非課税世帯等の生活困難世帯に対し、授業料減免を行った私立学校に對して補助を行う。 | 私学文書課 |
| | 私立高校校舎改築資金補助 | ・私立学校設置者が県の特許により金融機関から校舎改築資金の融資を受けた場合、利子補給金を交付し、教育条件の向上を図る。 | 私学文書課 |
| | 私立学校教職員の年金及び退職金交付事業に対する補助を行う。 | ・私立学校教職員の年金及び退職金交付事業に対する補助を行う。 | 私学文書課 |
| | 私立高等学校等就業支援事業 | ・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉強に打ち込む社会を作ること、私立学校の生徒について、高等学校就業支援金として授業料について年額11,8,300円(低所得世帯に対しては1,5~2倍)を限度に助成(学校設置者が代表受領)することにより、教育費負担の逓減を図る。 | 私学文書課 |

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

| | | 評価結果 | 評価の理由 |
|-----------------------------|--|--|-------|
| | 評価(進捗状況) | | |
| 基本 方向 (総括) 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり」では、目標指標の状況を見ると、保育所待機児童数が平成21年4月現在で511人となっていたが、平成22年度中に新たに保育所の整備を行い、354人まで待機児童の減少ができた。また、子育てサポートリーダーが新たに11人養成されたほか、朝食を欠食する児童生徒も初期値から0.8ポイント減の2.6%となり、全校平均値3.6%と比較しても良好な値になっていることから、最終的な目標に向けてそれぞれ着実に向上しているものと判断される。 そのほか、保育関係事業では、放課後児童クラブのニーズが年々高まり、平成21年度度223クラブと増加している。また、教育関係事業では、家庭教育支援推進事業において、子育てサポートリーダーを養成したことにより、各地域で各種サークルや家庭教育支援チームが立ち上がり、家庭教育支援に関わる様々な企画・運営が展開された。また、放課後子ども教室においては、活動内容に「学び」の占める割合が増加したことが評価される。 取組2 「地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり」では、目標指標の状況を見ると、地域コーディネーター研修会への参加数が目標値の1,60名を上回り256名と、概ね良好な数値を維持している。しかし、学校と地域が協働した教育活動（学社融合事業）に取り組んだ小・中学校の割合は、平成22年度は58.7%と、若干ではあるが初期値から2.6ポイント減少している。 各事業の状況を見ると、学校支援地域本部事業においては、本部設置市町村が前年度より1町1本部増えて、県内14市町18本部が設置となつたほか、学校支援がランティア数が平成21年度3,417名（実施事業数：4,851件）から平成22年度8,667名（実施事業数：6,510件）と大きく増加し、地域と学校をつなぐ仕組みによって地域の特色を生かした体験・活動などの支援がランティア活動が行われ、学校と地域の交流の場となり地域づくりに結びいたなど、各事業においてそれぞれ一定の成果があつた。 取組3 「子どもたちの体験活動の推進」では、地域の農業及び水産業などと連携を図り、自然体験活動を実施したこと、学校教育活動の中の総合的な学習において、児童生徒の農村や海辺の環境保全活動につながったほか、指導講師やボランティアとの交流を通して、児童生徒の学ぶ意欲を育んでいった。 社会教育施設等を活用した体験活動については、3つの県立自然の家において特徴のある主催事業を拡大したことが参加者の増大につながった。特に親子を対象とした各種事業や青少年長期自然体験活動は人気があり、参加者のほとんどが、これからの体験活動を通して充実感、満足感を得ることができた。 以上のことから、総合的に判断すると、平成22年度の各取組においては一定の成果があつたことから、基本方向としての進捗状況は「概ね順調」であると考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 取組1 「親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり」については、東日本大震災の影響を受け保育所や社会教育施設の流失に伴い、保育サービス機能の低下や親の学びの機会の減少が予想されるので、施設の早期復旧のほか、人的、物的整備を促進し、保育サービスに関する事業内容を見直しながら、実施する必要がある。また、国の補助を受けて実施してきた事業において事業内容を改正などに伴い、事業内容の見直しが求められるものがある。今後は、社会状況に応じて事業を継続していく必要があり、各課各事業とも、他課と連携して行うなど効果的に実施していくべきと考える。 取組2 「地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり」については、学校と地域の連携を一層促進するため、研修会等の充実を図り教職員への理解を深めていく。また、宮城県の重点的取組である「学ぶ土台づくり」「志教育」の取組を進めていくためにも、地域・家庭・学校の教育力の調整を行う仕組みづくりを進め、家庭・地域の教育力を向上させたための事業の再構築が必要である。そのためには、学校教育支援だけではなく家庭教育支援と子どもとの地域活動支援についても、地域の多様な人々やNPO、企業、団体等協働で取り組む仕組みづくりが必要であり、地域の総合的な教育力の向上を目指す根柢点に立った事業の推進を図る。 取組3 「子どもたちの体験活動の推進」については、地域の農林水産業などと連携した体験活動において、支援者は活動に関しては満足しているものの、直接所得に結びつかないことが多いこと、支援体制が弱いことなどにより、事業の継続に不安を抱えている。これからは、地域の団体の青年部に協力を求め、事業を展開していくことも必要であると考える。 | |
| 基本 方向 課題等と対応方針 からの意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が示す評価原案は妥当であると判断される。 | | |

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり【重点的取組8】

取組1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--|--|--|
| 評価(進捗状況) | 評価(進捗状況) | |
| <p>■概要としての「学び」と「育ち」を支援する学習期間や子育て支援する事業の提供、地盤で家庭教育やNPO等を行う環境づくりを進めている。</p> <p>■主な取組内容 ◇保育所入所待機児童の早急な解消に向けて保育所設置等の事業を支援する。 ◇放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施する市町村や社会福祉法人等を補助し、仕事と子育てを支援する。 ◇地域における子育てを支援する子育てサポートセンター、子育てサポートセンターの養成講座を実施する。</p> <p>■目標指標等 ・朝食を欠食する児童（小学6年生）の割合 (%) 達成度B 3.4 (H20年度) 現況値 2.6 (H22年度) 初期値 2.0 (H22年度) ・保育所入所待機児童数（人）（仙台市を除く） 達成度B 5.1 (H22年度) 現況値 354 (H22年度) 初期値 0 (H22年度)</p> | <p>■目標指標等 ・朝食を欠食する児童（小学6年生）の割合 (%) 達成度B 91 (H20年度) 現況値 102 (H22年度) 初期値 114 (H22年度)</p> | <p>・目標指標においては、3つの指標全てが達成度Bとなり、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している。 ・保育関係の事業においては、平成21年4月現在での保育所待機児童は511人と全国ワースト6位となっていたが、平成22年度中に新たに保育所の整備を行い、待機児童の減少を図ることができた。放課後児童クラブ（仙台市を除く）においては、年々ニーズが高まり、平成21年度2.24クラブから平成22年度2.32クラブと増加している。 ・乳幼児虐待防止に関する事業においては、保健福祉事務所の家庭相談員を効果的に活用することで、子どもによるスクリーニングを徹底したことにより、効果的に対象者を発見して早期に支援を展開することができた。また、市町村や学校関係者にパンフレットを配布し啓発したことで、相談が増加した。 ・教育関係においては、児童虐待防止法、児童虐待センター等が効率的に運営されたことにより、各地域で各種サークルや家庭教育支援チームが立ち上がり、家庭教育支援が広がった。 ・教育関係においては、児童虐待防止事業においては、住民の意識が高まり、児童虐待センターへの相談口への相談が増加した。 ・教育関係においては、家庭教育支援推進事業において、子育てサポートリーダーを養成したことにより、各地区で各種サークルや家庭教育支援チームが立ち上がり、家庭教育支援が広がった。 ・以上のとおり、目標指標の状況及び各事業の実績等において、一定の成果を上げていると考えられるところから、本取組の進捗状況は「概ね順調」であると判断する。</p> |
| <p>取組評価(総括)</p> <p>概ね順調</p> | <p>事業構成の方向性</p> | <p>方向性の理由</p> |
| <p>現在のまま継続</p> | <p>現在のまま継続</p> | <p>・この事業は「新みやぎ子ども幸福計画（後期計画）」の推進と、「学ぶ土台づくり」推進プログラムと関連した事業であり、現代の課題にも多く対応している。子育て支援課の保育、子どもの虐待防止など福祉に関連した事業が1／3を占めているが、家庭教育支援等子どもの健全育成に関わる事業、ワークライフバランスに關する事業など多岐にわたっている。今後も親の「学び」と「子育て」を支える環境づくりを支援するために、この事業構成を継続すべきと考える。</p> |
| | | <p>取組を推進する上の課題等</p> |
| | | <p>・国の補助を受けて実施してきた事業において補助の縮減や制度の改正などに伴い、事業内容の見直しが求められているものがある。 ・保育所運営（待機児童解消を含む）等に關する事業においては、民間運営の保育所等への運営費の補助のほか、人的、物的等整備に關する継続的な支援が必要である。 ・事業の推進に当たっては、子育てサポートなど活動を支援するボランティアが必要であるが、養成が十分ではない。</p> |
| | | <p>次年度の対応方針</p> |
| | | <p>・社会状況に応じて事業を継続していく必要があるが、各課各事業とも、他課と連携して行うことにより効率的に実施できるものが多いことから、積極的に実施していくべきと考える。 ・東日本大震災の影響を受け保育所や社会教育施設の流失に伴い、親の学びの機会の減少や保育サービス機能が低下することが予想されるので、施設の早期復旧のほか、人的、物的整備を促進し、保育サービスに關する事業内容を見直しながら実施する。 ・ボランティアの養成に關する事業の充実を図っていく。</p> |

基本方向 5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

取組 2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり【重点的取組⑨】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--------------------|---|--|
| 評価(進捗状況) | 評価(進捗状況) | |
| 概ね順調 | <p>■目標指標においては、2つの目標指標のうち、達成度Aが1つ、達成度Cが1つであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業の実績及び成果等において、協働教育振興事業では、県内の協働教育の実施状況等の情報交換を行い、ネットワークの構築を進めたため、「宮城県協働教育連合会議」「各団体での協働教育研修会」等を開催し、地域と学校をつなぐ仕組みづくりを引き続き検証した。また、2団体・3名の個人に対し協働教育推進功績表彰を行った。 学校支授地城本部事業の本部設置市町村は前年度より1町1本部増えて、県内14市町18本部が設置となった。地域と学校をつなぐ仕組みによって地域の特色を生かした体験・活動などの支援ボランティア活動が行われ、学校と地域の交流の場となり、協働教育の気運を高めることができた。 学校支授地城本部事業は前年度を置き、実施事業数：4、851件、平成22年度を終了した。 ・学校支授地城本部事業は前年度を置き、実施事業数：3、417名、実施事業数：4、851件、平成22年度を終了する。 ・薬物乱用防止対策事業では、児童生徒を対象に学校に講師を派遣し「薬物乱用防止教室」を開催した。平成18年度の受講児童生徒数が約8,500人に留まったが、継続して事業を実施することで意識を伸ばし、平成22年度の受講児童生徒数は14,197人までとなった。 ・以上のとおり、目標指標の一部において目標を達成しなかったものもあるが、多くの事業において、「成果があった」とは「ある程度成果がある」と評価されいることから、本取組の成果は「概ね順調」とする。 | 方向性の理由 |
| 現在のまま継続 | <p>事業構成の方向性</p> <p>・各事業の取組評価の結果及び構成事業の分析結果から見て、必要な事業構成が設定されており次年度以降も継続していく。</p> | |
| 取組を推進するまでの課題等 | <p>・県内外中学校（仙台市を除く）における協働教育実施率（※学社連携事業又は学社融合事業を、少なくとも1以上実施している学校の割合）は100%であり、支援ボランティア活動など、地域が学校を支援する協働教育においては、学校と地域が一層深まっている。しかし、さらには教職員の理解を深めるために「支援ボランティア活動が教育活動の充実につながる」などの学校支援に対する理解を深められるような研修を充実していく必要がある。</p> <p>・宮城県の重点的取組である「学ぶ土台づくり」「志教育」の取組を進めていくためにも、地域・家庭・学校の教育力の調整を行う仕組みづくりを進め、家庭・地域の教育力を向上させたための事業の再開策が必要である。</p> <p>・薬物乱用防止対策事業は有効な事業であるが、各小中学校等全児童・生徒に対して、在学中に1度は受講する機会を与えることが重要である。</p> <p>・沿岸漁業手活動支援事業は、東日本大震災により、本県水産業を支える沿岸地域の生活基盤、生産基盤は壊滅的な被害を受けたことから、震災前の事業内容と同内容を踏まえて、事業内容を検討する必要がある。</p> | |
| 取組を推進するまでの課題等と対応方針 | <p>※【学生連携】 家庭・地域（社会教育）と学校（学校教育）のどちらか一方が主体であり、その一方が、自らだけで行うよりも高い教育・学習効果のために、もう一方の教育・学習作用を取り入れるもの。</p> <p>次年度の対応方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育支援だけではなく家庭教育支援と子どもの地域活動支援についても、地域の多様な人々やNPO、企業、団体等協働で取り組むべく必要があり、地域の総合的な教育力の向上を目指す視点に立った事業の推進を図る。（平成23年度協働教育プラットフォーム事業として実施、市町村数：11（その他の市町村単独実施数4）） ・家庭・地域・学校の協働を促進する協働教育研修会、コーディネーター養成研修会等を拡充し開催する。 ・各小中学校等において継続して薬物乱用防止教室が開催され、多くの児童・生徒に啓発していくよう本事業が開催される。 ・今後の情勢を踏まえながら、漁業の若い手継承を目指した将来的な取り組み（小・中学生、高校生）への啓発活動を実施する。 |

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

取組3 子どもたちの体験活動の推進

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--------------|-------------|---|
| 評価(進捗状況) | | |
| 取組評価(総括) | 概ね順調 | <p>地域の農業及び水産業などと連携を図り、自然体験活動を実施したことは、学校教育活動の中の総合的な学習において、児童生徒の学ぶ意欲を養んでいった。</p> <p>地域の農業及び水産業などと連携を図り、自然体験活動を実施したことは、アとの交流を通して、児童生徒の学ぶ意欲を養んだ。</p> <p>地域の農業及び水産業などと連携を図り、自然体験活動を実施したものは、これまでの事業実施団体が事業を継続しており、エコクラブ登録会員も、これまでの事業が廃止になつたもの、これまでの事業実施団体が事業を継続したことから、環境保全活動の促進が団体登録会員などが活用しながら、県立3自然の家において特色のある主催事業を拡大したこと、参加者の増加が団体登録会員が団体登録会員にとって満足感を持ったことなどが、これらの体験活動を通じて、児童生徒が、満足感を持った。特に親子で、満足感を持ったことなどが、参加者の増加や県青年団のプロジェクトを実施したことでは、話題活動支援者の拡大につながつた。</p> <p>以上のことから、本取組の評価は「概ね順調」と判断した。</p> |
| 事業部成の方向性 | | 方向性の理由 |
| 現在のまま継続 | | <p>独立行政法人国立青少年振興機構報告書「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」では、子どもの質の体験は、その後の人生感、職業意識、そして学ぶ土台づくりに寄与するものである。自然愛護、人間関係能力、規範意識、共感など多岐にわたっている。</p> |
| 取組を推進する上で課題等 | | <p>地域の農業及び水産業などと連携した事業において、支援者は活動に関しては満足しているものの、直接所得に結びつかないこと、後継者がいないこと、</p> <p>・地域の農業及び水産業などと連携した事業において、支援者は活動に関しては満足しているものの、直接所得に結びつかないこと、後継者がいないこと、</p> <p>・支援体制が弱いことなどにより、事業の継続に不安を抱えている。</p> <p>・県立自然の家の人の人気のある事業は、受け入れ方が多くなることとともに、危機管理に対する取組を増やす必要がある。</p> <p>・子どもたちのエコクラブ事業は事業を継承し、運営している状態であるが、全国団体が事業を継続しているが、今後事業の継続性について見通しが立っていない。</p> |
| 次年度の対応方針 | | <p>小学生以上が対象の事業が多いが、幼稚園における体験活動の重要性から、就学前の子どもを対象に含めた事業を拡大していくことが望ましい。</p> <p>・体験活動の指導者の多くは、高齢化が進んでいくことから、若年層の活躍も期待される。したがって、地域の農林水産業などと連携した事業においては、地域の団体の青年部に協力を求め、事業を展開していくことも必要であると考える。</p> <p>・県立自然の家の主催事業は、回数を増やすなどして受入者を多くする工夫が必要であるとともに、危機管理に対する取組を再確認する必要がある。</p> <p>・子どもたちのエコクラブ事業については、運営事務局である全国団体との連携を強化し、県内のエコクラブが積極的に活動できるよう支援していく。</p> |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向5 家庭・地域 学校が協働して子どもを育てる環境づくり
(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり

【重点的取組8】

◎は該該枠がビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 都成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|---------------------|--|--------|---|
| ◎ 児童クラブ等活動促進事業 | ・仕事と子育ての両立支援を促進するため、放課後児童クラブの設置や市町村が実施する放課後児童福祉施設整備型民間児童館事業、市町村が実施する放課後児童館全育成事業等に対して補助を行う。 | 子育て支援課 | 総務課 教育企画室 義務教育課 スポーツ・健康課 生涯学習課 |
| ◎ 保育対策等促進事業 | ・多様なニーズに対する保育サービスを支援し、子育ての負担軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進する。 | 子育て支援課 | はやな・はやさ あさごはん推奨運動【非予算的手法】 「はやね・はやさ・あさごはん」といった基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、子どもの生活リズム向上を図る普及活動を行う。 |
| ◎ 家庭教育支援推進事業 | ・家庭の教育力の向上に向け、子育て・親育ちなど親の学びに関する講習会等を行う市町村に対する事務支援、「子育てサポート養成講座」、「子育てサポートリーダー養成講座」を開催する。 | 生涯学習課 | 保育所運営事業 市町村が保育所において私立保育所において保育を行った場合、入所後の児童の処遇を維持するために要する費用を負担する。 |
| ◎ 放課後子ども教室推進事業 | ・県内の小学校区において取り組む「放課後子ども教室」の推進を支援する。 | 生涯学習課 | ・放課後の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保育士の加配に要する経費を補助することにより、障害児の処遇の向上を図る。 認可外保育施設に対して一定の基準により補助を行う場合に、その経費の一部を補助する。 |
| ◎ 両立支援事業 | ・「仕事」と「家庭」・労働者の仕事と家庭との両立を支援するため子育てを援助する「ファミリー・サポート・センター」の市町村設置の促進や普及啓発を行う。 | 雇用対策課 | 中小企業ワーカークラブ IFP会員企業支援 男女共同参画事業 普及推進事業 ・仕事と生活の調和のとれた労働環境を整備するため、中小企業を対象とした講習会の開催や専門アドバイザーの派遣を行う。 |
| ◎ みやぎの食育推進事業 | ・食や健康に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践・食べて育つエイネーターアイネコート等を通じた普及啓発 | 健康推進課 | 男女共同参画の日(みやぎパートナーズデー)を記念した啓発イベントを開催し、県民の男女共同参画社会づくりに対する意識の高揚を図る。 |
| ◎ 待機児童解消推進事業 | ・保育所入所待機児童を早急に解消するため市町村が実施する保育所・認定こども園設置、家庭的保育、事業所内保育施設整備等の事業を支援する。 | 子育て支援課 | 市町村児童館整備事業 ・地域の児童館全育成事業を整備する。 |
| ◎ 次世代育成支援対策事業 | ・「新みやぎ子どもの幸福計画」(後期計画)の推進にあたり、「次世代育成支援対策地域協議会」を開催し進歩管理を行う。 ・地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭に協賛企業・店舗で割引券等のサービスが受けられる応援カードを配布する。 ・市町村が支援する母親クラブ等の地域組織活動に対して補助を行う。 | 子育て支援課 | ・健全な遊びを通して、児童の健康増進とともに、市町村健全育成活動を目的に各種健全育成事業を推進するとともに、行政職員、関係機関職員等を対象とした研修を行う。児童福祉を担う人材の資質の向上及び専門性の向上を図る。 |
| ◎ 子ども人施対策事業 | ・子どもの人権を護る環境向上と虐待防止の啓発のため、リーフレットを作成配布し研修会を開催する。要保護児童対策地域協議会等への支援を行う。 | 子育て支援課 | ・みやぎ21健診プラン(改定版)により、栄養食生活分野の推進を図るため研究会を行いう。 ・食生活改善普及事業 ・食生活改善推進課 |
| ◎ 子ども虐待対策事業 | ・安心して子どもを育てられる環境を整えるため、児童相談所等の相談支援体制の整備を図る。 | 子育て支援課 | |
| ◎ 予防事業 | ・育児不安や虐待の要因の一ひとつとされる産後うつ病の早期発見と、その後のハイリスク者への支援を行う。 | 子育て支援課 | |
| ◎ 「学ぶ土台づくり」推進事業(再掲) | ・幼児期における質の高い教育を提供できるよう、幼稚園、保育所等の各主体が連携し取り組むべき施策等をまとめる「学ぶ土台づくり」推進プログラムを策定する。 | 教育企画室 | |

(2) 地域と学校による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組 9】

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

(3) 子どもたちの体験活動の推進

◎は宮城の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|--|--|--------------|
| ◎ | 協働教育振興事業 | ・協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組みづくり等の取組を一層進めため、市町村担当者や教員等を参集した「市町村ネットワーカ会議」や研修、協働教育功績者の表彰等を行う。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 学校支援地域本部事業 | ・「学校支援地域本部」を設置する市町村に対し、コーディネーター研修会等の開催、事業の普及啓発活動の支援を行う。 | 農村振興課 |
| ◎ | 某物乱用防止対策事業 | ・床張、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止のため、行政のみでなく、総合的な対策を講じていく。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 沿岸漁業親い手活動支援事業 | ・マリンチャレンジマリンカレンジなど未就業者を対象とした漁業啓蒙学習を開催し、水産業への理解醸成と次世代の人材確保を図る。 | 生涯学習課 |
| | 交通安全指導員設置事業 | ・地域の交通安全対策として交通安全指導員を設置している市町村（仙台市を除く）に対し、その設置経費を補助する。 | 総合交通対策課 |
| | 子ども・女性を犯罪から守るために実施する「防犯ボランティア等【非予算的手法】 | ・子ども・女性を犯罪被害から守るために、自治体や学校、防犯ボランティア等の情報の発信活動等を推進する。 | 警察本部生活安全部企画課 |
| | 地域安全対策推進事業【非予算的手法】 | ・自治体と連携した道路、公園、駐車場等の環境整備や実効性のある条例制定の働き掛けによる自主防犯活動の高揚と活動の活性化を図るために、防犯ボランティアを対象とした研修会の開催や効果的な活動に向けた助言、各種情報収集活動を推進する。 | 警察本部生活安全部企画課 |
| | 自主防犯ボランティア活動促進事業【非予算的手法】 | ・少々年警察ボランティア、地域の関係機関・団体と連携し、街頭指導や有志団塊の排除活動、各種キャラクターの啓発等を実施する。 | 警察本部少年警察課 |
| | 青少年健全育成条例の施行 | ・有告園害類の指定や周知活動等、青少年の健全な育成を阻害し、非行を誘発するおそれのある行為を防止するため、防犯ボランティアの適正化を図る。 | 共同参画社会推進課 |
| | 青少年健全育成条例設置促進 | ・市町村における青少年健全育成条例の設置促進、「青少年のための宮城県民会議」への助成 | 共同参画社会推進課 |
| | 青少年環境浄化モニターモデル事業 | ・モニターを委嘱し、青少年の健全な育成を図ると認められる有告園害類、凶器類、特定がん具類、広告物及び凶器類自動販売機の実態把握と有告園の浄化活動を随時行うことにより、効果的な青少年健全育成条例の運用を図る。 | 環境政策課 |
| | 有告園対応実態調査事業【非予算的手法】 | ・青少年環境浄化モニターの協力を得て、青少年を取り巻く環境の実態について、その全県一斉調査を行い、有告園害などについての店頭指導など、有告園に対する啓発と青少年健全育成条例の周知徹底を図る（隔年実施）。 | 共同参画社会推進課 |
| | 地坡指定協同事業推進事業 | ・地域の特性に応じた福祉教育プログラムによる活動を実施することにより、子どもたちの福祉感を醸成、育成する。 | 社会福祉課 |

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|---|----------|---|
| 概ね順調 | 評価(達成状況) | <ul style="list-style-type: none"> 4つの取組のうち、「順調」が2つ、「やや順調」が1つ、「やや遅れている」が1つとなっている。 取組1「地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」については、みやぎ県民大学推進事業やみやぎ県民大学受講者数の数値は初期値よりも減少してしまったが、「図書資料貸出数」や「芸術館などでの様々な事業」を実施した。目標指標の状況を見ると、「宮城県民文化創造の祭典参加者数」の数値は増加しており、最終的な目標達成に向けて順調に推移している。 取組2「文化財の保護と活用」については、端誠寺修繕助事業の実施や多賀城跡発掘50年記念事業における記念フォーラム等の開催、史跡の管理や発掘調査などを実施した。また、東北歴史博物館における、東北地方の歴史・文化に関する各種資料の調査研究やその成果の周知、こども歴史館・図書情報室の運営、古民家におけるボランティア活動を通じた歴史学習や生涯学習の場の提供など、東北地方の歴史や文化に対して県民の理解を深めた。 取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」については、県民が主体的にスポーツを楽しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」の運営及び設立に向けた取組の支援として、広域スポーツセンターの専門指導員等を各市町村・市町村体育協会・市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブ創設を国際大会・研修会を実施した。また、目標指標の状況を見ると、平成22年度の目標値は達成したものので、全ての市町村に31クラブは達成している。 取組4「競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実」については、宮城県スポーツ振興基本計画において国民体育大会で10位台を維持していくことを目標とし、これを競技水準の目標としている。近年は下降傾向にあることは否めない（平成22年19位、21年15位、20年12位）が、目標達成を維持している。 |
| 基本方向評価 総括 | 評価(達成状況) | <ul style="list-style-type: none"> 以上のことから、基本方向の達成状況としては「概ね順調」と判断する。 取組1「地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」については、事業への参加者数や利用者数の伸び悩みが見られることから、各事業とも、社会情勢等を踏まえながら、より多くの方が事業に参加したり利用できるように周知等を工夫し、取組の目的を達成できるよう引き続き実施していく。 また、東日本大震災の発生により、特に被害が大きい沿岸部地域においては、生涯学習の機会や社会教育施設自体が失われた地域があり、生涯学習や文化芸術の推進に支障が生じていることから、事業内容を工夫することにより、生涯学習機会の確保や地盤力の向上に努める。 取組2「文化財の保護と活用」については、東日本大震災からの復興と共に、埋蔵文化財の発掘調査が増大することから、発掘調査専門職員の不足が見込まれる。復興事業が滞ることのないように、他県から派遣調査専門職員の派遣を受けて事業を行う。 なお、図書館貴重資料保存修復事業については、図書館から東北歴史博物館への移管作業が停止になったことから見直しが必要である。 取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」については、単にスポーツに留まらず、健康・生きがいの観点から、その一策としてスポーツが重要である。その場の提供として、各種大会・研修会、そして地区のクラブがあるが、それぞれに個々の課題解決を図るだけではなく、全体を俯瞰することも不可欠であることを念頭に入れ、事業の継続・内容の充実を図っていく。 生涯スポーツ社会の実現に向けて、現行の宮城県スポーツセンターが巡回訪問し、事業の啓発と取組指導に努める。 完遂を目指し、遙れている市町村を県及び広域スポーツセンターが巡回訪問し、事業の啓発と取組指導に努めていく。 取組4「競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実」については、少子化、スポーツに対する意識啓発に努めている。 また、健康づくりのための運動に適した指標とするよう新たな指標の追加等を検討していく。 ねんりんピック宮城・仙台大会を契機に県民総スポーツ社会の実現に向けて、啓発活動を推進していく。また、みやぎ21健康プランの推進を図ることから、現行計画の終了年度である平成24年度にその完遂を目指す。 取組に設定する目標指標について、取組の成果を判断する際に適した指標とするよう新たな指標の追加等を検討していく。 ・取組4「競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実」については、少年少女、アスリートの発掘・育成・強化を図る必要があることから、関係諸団体との競技水準の向上に係る意見交換を促進し、外部関係機関（研究機関等）との連携強化にあたる。特にジュニア・アスリート（小中学生）の育成、その指導者の資質向上策は不可欠であり、これを更に充実させることができる場の確保と学校体育や運動部活動の充実を図っていく。 ・また、それを支える県有施設については、老朽化や震災の影響による補修・修繕を優先度の高い箇所から順次補修を行うとともに、指定管理者についてはその民間活力の活用により、効果的な管理運営を促進していく。 |
| 基本方向評価 課題等と対応方針 と推進する上で の意見から学ぶ等 | 評価(達成状況) | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が示す評価原案は妥当であると判断されるが、今後の推進に向けては次の点を考慮することが望ましい。 「総合型スポーツクラブの創設等」の目標指標は、取組の成果を判断する指標としてははじまらない印象を受けることから、目標指標を改めることが望ましい。 |

※下線部は、学識経験者からの意見等に対する教育委員会の対応方針を示しています。

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

取組 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進【重点的取組 10】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|--------------|----------|---|
| 評価(進捗状況) | | |
| 概ね順調 | 取組評価(総括) | <ul style="list-style-type: none"> 3つの目標指標等の現状は、達成度 A、B、Cがそれぞれ1つずつとなっている。 生涯学習の推進については、みやぎ県民大学における各種講座の実施やみやぎシニアカレッジ運営事業などを通じて、県民に多様な学習機会を提供することができた。 文化芸術の推進については、巡回小劇場や県芸術祭の開催において目標値を超える参加者数を数えている。また、みやぎ県民文化創造の祭典においては、出演者・出品者・来場者数は目標値の97%に達している。その他、美術館などで様々な事業が実施され、文化芸術の推進に努めた。 地域の教育力の向上については、各自然の家にて特徴性を生かした運営事業の実施や社会教育の活性化を図った。 以上のことを踏まえ、目標指標等の達成度 Cが1つあるものの、その他の事業においては、「成果があつた」又は「ある程度成果があつた」と評価されていることから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| 事業體成の方向性 | 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> 各事業とも、必要性、効率性から見て特に問題なく事業を実施しており、取組の目的を達成するために必要な事業が設定されていると考える。 |
| 取組を推進する上で課題等 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業への参加者数や利用者数の伸び悩みが見られる。 東日本大震災の発生により、特に被害が大きい沿岸部地域においては、生涯学習の機会や社会教育施設自体が失われた地域があり、生涯学習や文化芸術の推進に支障が生じている。 |
| 次年度の対応方針 | | <ul style="list-style-type: none"> 各事業とも、社会情勢等を踏まえながら、より多くの方が事業に参加したり利用できるように周知等を工夫し、取組の目的を達成できるよう引き続き実施していく。 東日本大震災により大きな被害が発生した沿岸部地域においては、事業内容を工夫することにより、生涯学習機会の確保や地城力の向上に努める。 |

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

取組 2 文化財の保護と活用

| | | 評価結果 |
|--------------|---|--|
| 評価(進捗状況) | | 評価の理由 |
| ■概要 | ■主な取組内容 △国宝瑞巌寺の本堂等の修復工事を進める。 △特別史跡多賀城跡を保護し国民共有の財産として広く活用を図ついくため、今後とも計画的かつ継続的に発掘調査を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・先人によって築がれ、大切に守られた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、郷土の歴史・文化等についての理解を深めながら、これを受け継いでいこうとする意識を高める。 |
| 取組評価(総括) | 順調 | <ul style="list-style-type: none"> ・瑞巌寺修理補助事業は、平成20年度から平成29年度までの年次計画で実施しており、今まで計画のとおり施行された。 ・多賀城跡発掘50年記念事業では、講演会や記念フォーラム等を開催し、特別史跡多賀城跡附寺跡の重要性を広く県民に紹介することができた。 ・多賀城跡発掘調査事業は、計画的な調査が継続されており、特別史跡多賀城跡附寺跡を適正に保護しその活用を図つている。 ・指定文化財管理費・史跡等環境整備助成費等各種助成事業を実施し、文化財の保存が適正に行われるよう努めるとともにその活用を図った。 ・東北歴史博物館事業について、埋蔵文化財の保護と開発行為の調整を図り、発掘調査を実施した。 ・東北歴史博物館事業について、①東北地方の歴史・文化について調査研究を行い、その成果を展示及び調査報告書等の刊行、インターネットによる県民への周知し、文化の向上に寄与した。②こども歴史館・図書情報室の運営、古民家におけるボランティア活動を通じて歴史学習の場を提供するとともに、各類講座の開催により県民の理解を深めた。 ・以上のことから、「順調」とあると判断する。 |
| 事業構成の方向性 | | 方向性の理由 |
| 現在のまま継続 | | <ul style="list-style-type: none"> ・構成されている事業は、「文化財の保護と活用」の施策目的達成のために必要な事業である。 ・なお、図書館貢重資料保存修復事業については、図書館から東北歴史博物館への移管作業が停止になったことから見直しが必要である。 |
| 取組を推進する上の課題等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興に伴い、埋蔵文化財の発掘調査が増大することから、発掘調査専門職員の不足が見込まれる。 |
| 次年度の対応方針 | | <ul style="list-style-type: none"> ・復興事業が滞ることないように、他県から発掘調査専門職員の派遣を受けて事業を行う。 |

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

取組 3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実【重点的取組 1】

| 評価結果 | | 評価の理由 |
|---|------------------------------|---|
| 評価(進歩状況) | 評価(進歩状況) | |
| <p>■概要 総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設の開放等により、だれもが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツを送ることができる社会を目指す。</p> <p>■主な取組内容 ◇県民が主体的にスポーツを楽しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」の運営及び設立に向けた取組を支援する。</p> <p>◇生涯スポーツの振興を図るために、各種生涯スポーツイベント等の開催や指導者の育成を行う。</p> <p>■目標指標等 ・総合型地域スポーツクラブの創設数（クラブ）</p> <p>達成度 A 初期値 27 (H20 年度) 現況値 31 (H22 年度) 目標値 31 (H22 年度)</p> | <p>やや遅れている</p> <p>取組評価総括</p> | <p>・生涯スポーツ社会の実現は、単にスポーツを楽しむことができるように「総合型地域スポーツクラブ」の運営及び設立に向けた取組を支援するために、広域スポーツセンターの専門指導員等を各市町村・市町村体育協会・クラブ等へ派遣し、創設への啓発・指導言活動、並びに各種指導者の養成・資質向上を図るための講習会・研修会を実施しているが、全ての市町村に 1 つ以上の総合型地域スポーツクラブ創設を国が目指した平成 22 年度には本県の設置率は 48.6% (平成 22 年 7 月現在) であり、大きく出遅れてきた。現行の宮城県スポーツ振興基本計画の完成年度である平成 24 年度末に向けて、更なる改善を図っていかなければならぬ。</p> <p>・また、県有スポーツ施設を核として各種イベント等の充実・促進を図っていかなければならない。</p> <p>・平成 24 年に開催されるねんりんピック宮城・仙台大会は、震災後初めての大規模総合スポーツ大会の開催となり、県民が「する」「見る」「支える」「育てる」の立場からそれぞれの立場で参画し、この機運を県民総スポーツへの一助とする必要がある。</p> <p>・スポーツを通じて気力・体力の向上を図ることは、生活習慣病予防に直結する。関係事業が有機的に連携できるよう関係各課室の連携と協働が不可欠である。</p> <p>・以上のとおり、目標指標である「総合型地域スポーツクラブの創設数」の今年度の目標は達成できたものの、全国的に本県の設置率は依然として遅れている状況にあり、生涯スポーツ社会の実現に向け、各事業の更なる充実・促進が必要であることから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。</p> |
| <p>取組を推進する方向性</p> <p>現在のまま継続</p> | <p>方向性の理由</p> <p>現在のまま継続</p> | <p>・生涯スポーツ、健康、長寿社会づくり等、それぞれが密接に関連していることから、事業構成をこれまで継続する必要がある。</p> |
| <p>取組を推進する上の課題等</p> <p>現在のまま継続</p> | <p>方向性の理由</p> <p>現在のまま継続</p> | <p>・単にスポーツに留まらず、健康・生きがいの視点から、その一策としてスポーツを提え、活用するスタンスが重要である。そのための課題解決を図ることが優先ではあるが、全体を俯瞰することも不可欠である。</p> |
| <p>次年度の対応方針</p> <p>取組を推進する上の課題等と対応方針</p> | <p>方向性の理由</p> <p>現在のまま継続</p> | <p>・全ての事業について継続・内容の充実を図っていく。</p> <p>・生涯スポーツ社会の実現に向けて、現行の宮城県スポーツ振興計画において全市町村に少なくとも 1 つ以上のクラブ設置を図るとされていることから、現行計画の終了年度である平成 24 年度にその完遂を目指し、遅れている市町村を県及び広域スポーツセンターが巡回訪問し、事業の啓発と取組指導に努める。</p> <p>・ねんりんピック宮城・仙台大会を契機に県民総スポーツ社会の実現に向けて、啓発活動を推進していく。</p> <p>・みやぎ 21 健康プランの推進による市町村における総合型地域スポーツクラブの創設数（クラブ数）を加え、「市町村における総合型地域スポーツクラブの育成率」を加えることについて検討を行う。※</p> |

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

取組 4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

| | | 評価結果 | |
|---|---|--|-------|
| 評価(進捗状況) | | 評価の理由 | |
| ■概要 全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツ選手育成強化や支援体制の整備を進めます。また、県有スポーツ施設の整備やスポーツ情報提供等の条件整備を進めます。 | 取組評価(総括) △主な取組内容 ◇本県の競技力の向上を図るために、財団法人宮城県体育協会等を通じて競技スポーツ選手の強化を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・競技力の向上は単に大会での上位成績を修めるためのものだけではなく、全国の強豪と切磋琢磨し、研鑽を積むことにより、選手はより高い技能を習得し、指導者においてはより質の高い指導法・知識を得ることができます。このことは、本県の財産としてひいては生涯スポーツ実践者へと還流していくものである。 ・宮城県スポーツ振興基本計画では国民体育大会の全国順位10位台を維持することを目標とし、これを競技水準の指標としている。平成13年みやぎ国体における優勝をはじめ、平成9年より14年間連続で10位台以内の成績を修めてきた。近年は、下降傾向にあることは否めない(平成22年19位、21年15位、20年12位)ものの、目標達成を維持してきた。 ・今後は、震災の影響等が宮城県高等学校体育連盟・宮城県中学校体育連盟との情報共有・強化戦略を共存し、本県競技水準の向上のためには連携・協働を推進していく。 ・また、これを支えるべく各県有施設の有効利用・整備は競技力の向上と一体であり、各施設が各競技における中核的存在と化されなければ競技水準の向上も望めない。 | ■評価結果 |
| ■事業構成の方向性 現在のまま継続 | 取組を推進する上で課題等 △主な取組内容 ◇関係団体と連携して、競技水準の向上のためには不可欠な事業であり、これを継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・方向性の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県スポーツ振興基本計画における目標の実現するため、関係団体(宮城県体育協会・宮城県高等学校体育連盟・宮城県中学校体育連盟)との連携のもと、競技水準の向上のためには不可欠な事業であり、これを継続する。 | ■評価結果 |
| ■取組を推進する上で課題等 △主な取組内容 ◇次年度の対応方針 | 取組を推進する上で課題等と対応方針 △主な取組内容 ◇次年度の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子化、スポーツをする・しないの2極化が進行中であるとされる中、スポーツ人口の拡大、ジュニア・アスリートの発掘・育成・強化を図る必要があります。そのためにも県、宮城県体育協会並びに加盟競技団体、宮城県高等学校体育連盟、その他(宮城県スポーツ少年団等)のスポーツ関係団体が有機的に連携し、強化策について創案する必要がある。 ・また、それを支える県有施設については、老朽化や震災の影響による補修・修繕を優先度の高い箇所から順次行う必要がある。 | ■評価結果 |
| ■関係団体との競技水準の向上に係る意見交換を促進し、外部関係機関(研究機関等)との連携強化にあたる。特にジュニア・アスリート(小学生)の育成、その指導者の資質向上策は不可欠であり、これを更に充実させる。 ・スポーツ人口の拡大を図るために、スポーツ施設の整備や学校体育施設の有効活用等を推進し、地域における人々が身近にスポーツに親しみができる場を確保するとともに、スポーツライフを実現するための基礎となる学校体育や運動部活動を充実させる。 ・施設に関しては、優先度の高い箇所から順次補修を行うとともに、指定管理者についてはその民間活力の活用により、効果的な管理運営を促進していく。 | | | ■評価結果 |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

【重点的取組10】

◎は宮城県未来ビジョン第2期行動指針で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|--------------------------|---|----------|
| ◎ | みやぎ県民文化創造の祭典事業 | ・本県の総合的な文化振興を図るため、体験型ワークショップやアートフェスティバル等の各種事業を市町村や関係機関との連携により実施する。 | 消費生活・文化課 |
| ◎ | みやぎの文化育成支援事業 | ・青少年に対し、芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供するため、宮城県芸術祭参加の会場・渠道作品の巡回展示、地方音楽公演（音楽公演・演劇公演）の開催等を行う。 | 生涯学習課 |
| ◎ | みやぎ県民大学堆進事業 | ・高校、大学、専門施設における学校等開放講座、NPO団体等の提案による「生涯学習」の実現するための講座、地域を訪問する「生涯学習活用企画講座」を実施する。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 図書館市町村連携事業 | ・広く県民に対して充実した図書館サービスを提供するため、市町村立図書館等職員を対象とした各種研修を実施する。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 図書館貴重資料保存修復事業（再拡） | ・県図書館に所蔵されている多数の貴重資料を修復保存し、後世に伝えていく。・資料によっては代替資料を作成して郷土の歴史・文化への理解を促進する。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 美術教育普及事業 | ・県の創作並びに鑑賞活動への参加を促し、美術体験の深化を通じて普及を図る。・美術を柱として音楽・舞踏・映像等表現領域とも連携し、「講座・ワークショップ・講演会などをして開催して、親しみある美術館として一層の定着を図る。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 明るい長寿社会づくり推進事業（高齢者の文化活動） | ・高齢者の創作による作品（日本画、洋画、書、写真、工芸）の募集・展示を通して、高齢者の文化活動を促し、文化芸術へのふれあいと生きがいづくりを促進する。 | 長寿社会政策課 |
| ◎ | みどりのふるさとづくり人材育成・支援事業 | ・森や自然の案内人となる「森林インストラクター」を養成する。・森林公園管理をサポートする人材を育成する。 | 自然保護課 |
| ◎ | みやぎシニアカレッジ運営事業 | ・高齢者による生涯学習の場を提供し、生きがいと健康づくりを推進とともに地域活動指導者の養成を行うため、みやぎシニアカレッジ（宮城いきいき学園）5校の運営を行う。 | 長寿社会政策課 |
| ◎ | 図書館企画広報事業 | ・広報誌、メールランティマイの養成講座を実施する。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 図書館資料整備事業 | ・高度化・多様化する県民ニーズ等に応えることができるよう図書館資料の整備充実を図る。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 古典籍目録電子化情報化事業 | ・「伊達文庫目録」及び「仙台人名大辞典」について、電子情報化を行う。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 美術館企画展示事業 | ・すぐれた作家や作品を取り上げるなど、魅力ある企画展を実施し、本県芸術文化の活発化を支援する。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 美術館常設展示事業 | ・全国一の規模を誇る絵本原画や州之内コレクション等の美術館所蔵作品を展示し県民に公開する。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 美術館広報・研究事業 | ・美術館ニユース等を発行し、館の広報を図る。・作品受贈等のために必要な調査研究を行う。 | 生涯学習課 |
| ◎ | 美術品等保存整理事業 | ・鑑定した美術作品並びに資料の収集、亡失を防ぎ、これらを後世に伝えるため、長期的、計画的に美術作品・資料の収集・保存を行う。 | 生涯学習課 |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|---------------|---|----------|
| | 文化活動促進助成事業 | ・財團法人仙台フィルハーモニー管弦楽団の演奏活動に対して支援を行う。 | 消費生活・文化課 |
| | 宮城県芸術選奨人賞交付費 | ・本県の芸術各分野において、1年間に活発な創作活動を行い優れた作品を表彰した方を選出し、芸術活動の奨励と賛美を図る。 | 消費生活・文化課 |
| | 知事賞交付事業費 | ・文化芸術の振興を図るため、各団体が実施する文化行事等に対する頒彰や、知事賞等の交付を行う。 | 消費生活・文化課 |
| | 宮城県芸術研究鑑定刊事業 | ・本県の芸術各分野における1年間の活動状況とその成果を記録し、県民に文化活動の情報を提供するとともに、文化振興の基礎資料として活用する。 | 生涯学習課 |
| | 篠王自然の家管理運営事業 | ・県民の心身の健全な癒されると明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、篠島自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 | 生涯学習課 |
| | 松島自然の家管理運営事業 | ・県民の心身の健全な癒されると明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、松島自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 | 生涯学習課 |
| | 志津川自然の家管理運営事業 | ・県民の心身の健全な癒されると明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、志津川自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 | 生涯学習課 |
| | 環境教育リーダー養成事業 | ・環境教育や環境保全活動を目的として開催される講演会や学習会等に、県が委嘱する環境教育リーダーを派遣し、環境教育の需要に応える。 | 環境政策課 |
| | 地域教育資源活性化支援事業 | ・地域がこれまで蓄積してきた教育資源を発掘し活性化を図るために、社会教育施設運営員及び公民館職員に対する研修を実施する。 | 生涯学習課 |
| | 社会教育団体活動促進事業 | ・社会教育団体の一つの振興発展のため、公共性のある適切かつ緊要な事業を行いう。・社会教育団体に対し、助成を行う。 | 生涯学習課 |
| | 成人文教育活動支援事業 | ・成人文教育活動を支援するため、P.T.A指導者に対する中央研修会及び地区研修会の実施、市町村教委担当者、社会教育施設関係者、教員等を対象とした研修等を実施する。 | 自然保護課 |
| | 婦人会施設管理研修事業 | ・女性の教養向上を支援する研修事業等を行う宮城県婦人会館について、その管理運営に要する経費を支出する。 | 生涯学習課 |
| | 若少年健全育成研修事業 | ・県民の生涯学習を支援する社会教育関係職員の資質向上を図るため、若者やN.P.Oのグループ等の企画による事業に助成する。 | 生涯学習課 |
| | 少年リーダー養成事業 | ・若者の育成と青少年の社会参画を支援するため、若者やN.P.Oのグループ等の企画による事業に助成する。 | 生涯学習課 |

(2) 文化財の保護と活用

◎は当該の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----------------|---|--------|---|--------|
| ◎ | 瑞巌寺修復補助事業 | ・国宝「瑞巌寺」の保存修理を実施し、その保存と活用を図る。 | 文化財保護課 | 鏡刀剣登録審査 ・美術品として価値のある銘刀剣類の登録審査会を年6回行う。 | 文化財保護課 |
| ◎ | 図書館蔵資料保存修復事業 | ・図書館蔵に所蔵されている多数の貴重資料を修復保存し、後世に伝えていく。資料によっては代替資料を作成して郷土の歴史・文化への理解を促進する。 | 生涯学習課 | ・宮城県の南奥羽山系カモシカ保護地域における特別天然記念物カモシカの個体数、生息環境等を調査し、保護対策の資料とする。 | 文化財保護課 |
| | 多賀城跡調査事業 | ・特別史跡多賀城跡寺跡を適正に保護し国民共有の財産として広く活用を図つていくため、今後とも計画的かつ継続的に発掘調査を推進する。 | 文化財保護課 | ・天然記念物カモシカ保護対策費 ・特別名勝松島保護対策費 ・特別名勝松島の適正な保護を実施するため、保護対策を実施する。 ・専門的知見の有識者等に意見を聽取し、保護対策を実施する。 ・現状変更の許可申請に係る相談に対し、現地調査・現地指導を実施する。 | 文化財保護課 |
| | 多賀城跡環境整備事業 | ・多賀城跡地区未表示遺構等の整備を行う。 | 文化財保護課 | ・国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所からの方の依頼により、三陸震災自動車道及び美術館ハイバス建設等について発掘調査を実施する。 | 文化財保護課 |
| | 多賀城跡遺跡調査事業 | ・多賀城跡越畠跡群の発掘調査を行い、その実態を捉えることで、工人とその体験、社会的背景などの諸問題の解明を図る。 | 文化財保護課 | ・常磐自動車道関連 ・常磐自動車道付近に係わる遺跡について発掘調査を実施する。 | 文化財保護課 |
| | 多賀城跡考古学研究年記念事業 | ・記念フォーラムを開催し、膨大な多賀城跡関連の調査成果を広く県民に紹介し、その価値を周知するとともに、今後の保存活用を図る。 | 文化財保護課 | | |
| | 指定文化財管理費 | ・指定文化財を中心とした巡回展示会等を実施し県内の指定文化財及び重要な埋蔵文化財の保護保存と適切な管理体制を図る。 ・市町村所有以外の国指定建造物や史跡(建造物に限る)の管理者に対して助成を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 史跡等環境整備助成費 | ・文化財保護法の規定に基づき指定された史跡等の保存と活用を図るために環境整備に對して助成を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 史跡公有化助成費 | ・文化財保護法の規定により指定された史跡等を閑登から守り、その保存・活用のため土地の公有化を行う市町村に對し助成を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 建造物等保存修理助成費 | ・建造物等保存修理 ・国・県指定有形文化財等の保存活用を図るため、保存修理を実施する所有者等に對し助成を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 出土歴史文化財調査費 | ・開発事業計画地内の遺跡の確認調査、個人等に費用負担を求めることが困難な遺跡の発掘調査や今後開発が急速に進行することが予想される市町村について詳細な分布調査を実施し、その成果に基づき説明会開催と協議を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 亞北歴史博物館企画展示事業 | ・常設展の展示替え、メンテナンスに要する経費及び特別展のための展示研究、写真撮影、資料借用、展示作成及び広報等を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 亞北歴史博物館設置整備事業 | ・本館の施設改修整備に要する経費 | 文化財保護課 | | |
| | 東北歴史博物館資料保管事業 | ・東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 東北歴史博物館調査研究事業 | ・考古資料、民俗資料、建造物資料、文書資料及び美術工芸資料にかかる調査研究及び新規の育成と技術の研鑽を行う。 | 文化財保護課 | | |
| | 無形民俗文化財助成費 | ・国及び県から指定を受けた無形文化財の保持者及び無形民俗文化財の団体に對し助成し、後継者の育成と技術の研鑽を行る。 | 文化財保護課 | | |
| | 民俗芸能大会費 | ・全国をブロック分けして開催される大会に本県の民俗芸能保存団体を派遣する。 | 文化財保護課 | | |

(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】

◎は既存の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

◎は既存の将来ビジョン第2期行動計画で重点的に取り組むこととされた事業

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|---------------------------|---|--|---------|
| ◎ 宮城スポーツセンター事業 | 「総合型地域スポーツクラブ」及び設立予定の団体に対して、講師を派遣することにより、認定後支援等を行う。これらの活動を行う團体を「みやぎ広域スポーツセンター」として指定し、その活動経費を負担する。 | ・スポーツ指導員と競技力及びスポーツ水準の向上を図るために、競技向上支援費 ◎ 大会事業 | スポーツ健康課 |
| ◎ ねんりんピック宮城・仙台大会開催事業 | ・ねんりんピック（全国健康福祉祭）を宮城県・仙台市が共催し実施するため、大会実行委員会を設立して開催準備を進め、平成24年秋に全国大会を開催する。 ・体育団体等補助事業 | ・スポーツ奨励事業 ・スポーツ奨励事業 ・国民体育大会参加事業費 ・スポーツ健康課 ・ねんりんピック推進室 | スポーツ健康課 |
| | ・誰もが、いつまでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整える。 ・体育指導委員会や市町村体育協会による総合型地域スポーツクラブの普及推進に係る活動経費を補助する。 ・市町村体育協会に対するプロジェクト研修会及び全体研修会を実施する。 | ・広く国民にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図ること等を目的として開催される国民体育大会の参加経費及び県予選会の開催費等の補助を行う。 ・東北総合体育大会参加等事業 | スポーツ健康課 |
| 全国スポーツセンター事業 | ・県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を醸起する「宮城ヘルシーフルースポーツ祭」を各教育事務所・地域事務所ごとに開催する。 | ・東北地区的スポーツを振興し、地域住民の体力増進を図ること等を目的として開催される東北総合体育大会の参加経費の一部を補助する。 | スポーツ健康課 |
| ◎ レクリエーション祭派遣事業費 | ・全国スパーキング・レクリエーション祭に参加する本県出場選手に対し、旅費の一部を補助する。 | ・総合運動公園の施設整備を行なう。 ・総合運動公園施設整備費 | スポーツ健康課 |
| 明るい長寿社会づくり推進事業(ねんりんピック派遣) | ・明るく活動がある長寿社会の実現に向けて、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動を推進するため、ねんりんピック選手の予選会を開催する。 | ・県管スポーツ施設業務 ・指定管理制度を導入している施設以外の県管スポーツ施設の維持・管理の委託を行なう。 ・指定管理制度を導入するため、民間活力を導入する。 | スポーツ健康課 |
| 生涯スポーツ指導者育成事業 | ・生涯スポーツ指導者の育成と資質の向上、活用を図るため、講習会、研修会、研修会の開催、生涯スポーツ指導者登録等事業 | ・生涯スポーツ指導者登録等事業 ・指定管理制度を導入している施設以外の県管スポーツ施設の維持・管理の委託を行なう。 | スポーツ健康課 |
| スポーツ振興財团事業費 | ・財団法人宮城県スポーツ振興財团が行う生涯スポーツ及び競技スポーツの振興に関する事業に対し補助を行う。 | ・宮城県自転車競技振興費補助金 ・(財)宮城県スポーツ振興財团の宮城県自転車競技場管理運営に要する経費に対する補助を行う。 | スポーツ健康課 |
| 健康づくり運動普及事業 | ・みやぎ2.1健康プラン（改定版）に基づき、身体活動運動分野の普及事業を行う。 ・県民に対して健康づくりのための安全で効果的な運動の普及事業を行う。 ・運動指導者等の資質向上を図るため研修会を行う。 | ・体育施設整備事業 ・指定管理制度の整備を行なう。 | スポーツ健康課 |